

「日本証券業協会の自主規制（1）一概要」

第一部「金融商品取引法における認可金融商品取引業協会の規制」

同志社大学 川口恭弘

1 法律上の位置づけ

1-1 平成4年改正前（証券取引法）

- ・「第4章 証券業協会」
- ・昭和23年の証券取引法制定の際に規定
 - ・アメリカ1934年証券取引法15条A（マロニー法）を参考に
- ・証券業協会=登録制（大蔵大臣に登録できる）

平成4年改正前・証取法67条1項

証券会社が有価証券の売買その他の取引・・・を公正ならしめ、かつ、投資者の保護に資する目的をもって団体を組織したときは、当該団体は大蔵省に備える証券業登録原簿に登録することができる。

- ・「日本証券業協会」の歩み【第二部松本報告3頁参照】

社団法人日本証券業協会（昭和48年）

1-2 平成4年改正（証券取引法）

- ・同年の改正については、証券取引法研究会（本研究会の前身）「平成4年証券取引法の改正について（12）～（16）」インベストメント47巻2号。4～6号で検討がなされている

・改正の背景

- ・平成3年の証券不祥事（損失補填事件）
 - ・自主規制が期待通りの機能を果たしていなかった
 - ・自主規制機能の強化・充実を図る必要がある
- ・臨時行政改革推進審議会「証券・金融の不公正取引の基本的是正に関する答申」
(平成3年9月13日)
「自主規制機関である証券業協会がその本来の役割を果たし、一層公正で透明な自主規制ルールを設定するとともに、ルール違反を厳しく監視、処分する仕組みと慣行の確立に向けて努力すべき。」
- ・証券取引審議会「証券市場における適正な競争の促進等について」（平成4年1月28日）
「証券業協会においては、既に自主規制機関としての機能の充実・強化が検討され、自主規制規則の整備、監視体制の強化、ルール違反に対する罰則の強化等可能なものから逐次実施されているところであるが、行政当局においても、これらの自主規制機関の取組みを支援する等の観点から法令上その他の措置を講ずる必要がある。」

- ・証券業協会の目的を明記
- ・自主規制機関としての位置づけ

平成4年改正後・証取法67条1項

証券業協会（・・・）は、有価証券の売買・・・を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。

- ・証券業協会＝認可制（大蔵大臣の認可を受けなければならない）（証取法68条2項）
民法上の社団法人→証取法上の認可法人

1-3 平成18年改正（証券取引法→金融商品取引法）

- ・2種類の金融商品取引業協会
 - ・認可金融商品取引業協会（金商法67条以下）
 - ・設立（法人）に認可（内閣総理大臣）が必要（法67条の2）
 - ・現在は「日本証券業協会」のみ⇒今回の検討対象
 - ・認定金融商品取引業協会（金商法78条以下）
 - ・一般法人法の規定により設立
 - ・現在は6つの協会が存在【第二部松本報告7頁参照】
 - ・一般社団法人 投資信託協会
 - ・一般社団法人 日本投資顧業協会
 - ・一般社団法人 金融先物取引業協会
 - ・一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
 - ・一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会
 - ・一般社団法人 日本STO協会
- ・認可金融商品取引業協会の目的
証券取引法時代の目的+「金融商品取引業の健全な発展」

金商法67条1項

認可金融商品取引業協会（・・・）は、有価証券の売買その他の取引およびデリバティブ取引を公正かつ円滑にしならびに金融商品取引業の健全な発展および投資者の保護に資することを目的とする。

2 認可金融商品取引業協会による自主規制

2-1 「自主」規制の意味

- ・自主規制機関=一定の公益の達成を目的として自治的に規制を行う団体
 - ・構成員による組織・運営
 - ・自治規則の適用
 - ・規則の制定・改訂
 - ・違反者の制裁（最終的な処分は除名）
 - ・ただし、「文字通り」自主的な規制を行うものではない
→法律（金商法）に基づき（金商法の授権により）規制を行う
- ・金融商品取引業者のみが設立可能（金商法 67 条の 2 第 1 項）
 - ・登録金融機関→「金融商品取引業者」とみなす（同条 3 項）
- ・協会員は金融商品取引業者に限る（金商法 68 条 1 項）
 - 強制加入ではない
＊金融商品取引業者が「自主的に設立した法人」（金商法 67 条の 2 第 1 項参照）という位置づけであるため？

金商法 68 条 2 項

認可協会は、その定款において、第 5 項に定める場合を除くほか、金融商品取引業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。

日本証券業協会・定款 22 条 1 項

本協会に加入しようとする第 5 条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、・・・本協会の承認を受けなければならぬ。

同 23 条 1 項

本協会は、前条第 1 項の加入の申請を行った者（・・）が次の各号の一に該当することときは、その加入を拒否することができる。

- ・会員の種類（日本証券業協会・定款 5 条）【第二部松本報告 5 頁参照】
 - ・会員（第一種金融商品取引業を行う者）265 社（うち外国法人 9 社、非会員は 3 社
 - ・特定店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く
 - ↓
 - ・特定業務会員 11 社
 - ・特別会員（登録金融機関） 203 機関
(銀行、信用金庫・信用組合、生命保険会社、損害保険会社など)

- ・非会員の金融商品取引業者の規制

平成 26 年改正前・金商法 56 条の 4 第 1 項

内閣総理大臣は、協会（・・）に加入せず、または金融商品取引所の会員もしくは取引参加者となってない金融商品取引業者等（・・）の業務について、公益を害し、または投資者保護に欠けることのないよう、協会または金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

- ・自主規制の実効性を確保するため、自主規制機関と同様のルールが遵守されることを確保するための規定

平成 26 年改正→本条を削除

- ・登録拒否要件の新設
 - ・第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業を行おうとする場合

金商法 29 条の 4 第 1 項 4 号二

協会（・・）に加入しない者であって、協会の定款その他の規則（・・）に準ずる内容の社内規則（当該者またはその役員もしくは使用人が遵守すべき規則をいう）を作成していないものまたは当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

- ・定款・規則等に準ずる内容のものと認められる社内規則を作成し、当該社内規則を遵守する体制を整備していないもの→登録拒否される

→したがって、改正前 56 条の 4 の規定は不要に

2-2 自主規制の内容

- ・取引の信義則

金商法 68 条 3 項

認可協会は、その定款において、詐欺行為、相場を操縦する行為または不当な手数料もしくは費用の徴収その他協会員および金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止して、取引の信義則を助長することに努める旨を定めなければならない。

- ・協会の業務

日本証券業協会・定款 7 条 1 項 2 号

協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長すること

同 4 号

協会員および金融商品仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為または不当な手数料もしくは費用の徴収その他協会員および金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止、取引の信義則を助長すること

日本証券業協会・定款 8 条

本協会は、前条 1 項各号に規定する業務を円滑に行うため、自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則その他の規則を定めることができる

- ・自主規制規則の種類→【第二部松本報告 10 頁参照】

・協会員の処分

金商法 68 条の 2

認可協会は、その定款において、協会員または当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者が、法令、法令に基づく行政官庁の処分もしくは当該認可協会の定款その他の規則に違反し、または取引の信義則に違反した場合に、当該協会員に対し、過怠金を課し、定款の定める協会員の権利の停止もしくは制限を命じ、または除名する旨を定めなければならない。

- ・協会員（金融商品取引業者等）のみならず、金融商品仲介業者の違反行為についても、協会員に対する処分がなされる
 - ・金融商品仲介業者は、認可協会の協会員でない
→直接に処分することはできない
 - ・協会員（所属金融商品取引業者等）に金融商品仲介業者に対する指導・監視義務
→金融商品仲介業者の違反行為を抑止する義務

日本証券業協会・金融商品仲介業者に関する規則 3 条 1 項

協会員は、金融商品仲介業者に金商法その他関係法令および本協会の定款その他の規則を周知し、その遵守を徹底しなければならない。

同規則 4 条

協会員は、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結するときは、当該委託契約において、つぎに掲げる事項を定めなければならない。

- ① 金融商品仲介業者またはその役員もしくは従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること
- ② 協会員が金融商品仲介業者に対して本協会の定款その他の規則を遵守するように指導および監督し、金融商品仲介業者が協会員の指導に従うこと

日本証券業協会・定款 28 条 1 項

本協会は、会員がつぎの各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

③法令、法令に基づく行政官庁の処分または定款その他の規則、総会もしくは理事会の決議もしくはこれらに基づく処分に違反したとき

④取引の信義則に反する行為をしたとき

同条 3 項

第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止もしくは制限または除名とする。

同条 4 項

前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（・・）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

- 認可協会の処分の性格

- 違反者に対する制裁

- 過怠金 + 「不当な利得相当額」の賦課が可能

- 「やり得」を防止するため？

- * 対比 課徴金制度 = 利得相当額（やり得を防止）

- 処分例【第二部松本報告 29 頁以下参照】

2-3 政府との関係

(1) 自主規制のメリットとデメリット

- メリット

- 証券取引審議会「証券市場における適正な競争の促進等について」（前記）

「証券取引等は高度の専門性を有し、また状況の変化に弾力的に対応する必要がある等の特性をもっており、証券市場等の規制については、市場関係者による自主的な取組みが行われることが望ましい（い）。」

- 神崎克郎「証券規制の自主規制」（『現代会社法・証券取引法の展開』所収 314 頁）

「自主規制は、証券取引の実態を熟知した機関がその規制に当たるため、複雑で新規に発生する問題にもよく対処することができる。また、それは、自主規制機関がその構成員に対して規制するものであるため、規制を受ける者による任意の遵守を得やすい。さらに、自主規制は、証券業者、ひいては究極的には投資者の費用負担により行われるため、一般納税者の負担を軽減させる。」

- ・IOSCO「証券規制の目的と原則」(2015年5月版) (松尾直彦・金融商品取引法〔第7版〕536頁)

「①政府規制を超える倫理・ビジネス行動基準の遵守を求め得ること、②政府規制よりも広範に情報提供を求め得ること、③市場運営・実務に関する相当な深度と専門性を提供でき、変化する市場状況に対して政府当局よりも迅速かつ機動的に対処できること、および④自己・規制当局の規制機能を果たすための技術インフラ（納税者でなく規制対象事業者がコスト負担）を構築、維持することができる。」

- ・デメリット

- ・神崎克郎・前掲論文

「第一は、必ずしも熱心に行われることなく、時には政府の直接規制を回避または緩める口実に使われることがある。第二に、それは、業務内容や規模等の異なる構成員を規制することから、特定のグループの正当な利益を押しつぶすこともある。そして、第三に、自主規制機関が強制調査権限を有しないことから、規制のための徹底的な調査が困難ないし不可能になることがある。」

- ・メリットを享受しつつ、デメリットを削減する方法

- ・一義的に自主規制機関が規制を担当し、その実施状況を政府が監督する
→ダグラス判事（元アメリカSEC委員）の名言？

「それは、自主規制機関（原文・証券取引所）に主導権を与えるもので、政府はわき役になるというものである。政府はいわば扉の背後にあり、銃口に油を塗り、磨き、弾を込めて、いつでも発射できる準備ができているが、決してそれが使用されることのないように頑って銃を構えている。」

- ・現行法の意義

- ・神田＝黒沼＝松尾編・金融商品取引法コンメンタール 717頁（荻野昭一）

「①投資者保護の観点から、監督当局の規制を補完する、より詳細かつ専門的なルールを定められること、②取引慣行の統一を図り効率的な取引を実現できること、③必要最低限となる公的規制に加えてベストプラクティスを設定できることといった機能を通じ、監督当局との役割分担の下、公正かつ透明な市場の実現に向けて重要な役割を果たすことが考えられる。

特に、金融商品取引業者等の経営管理・リスク管理、コンプライアンス等の態勢整備を促すような場合や、新たな金融商品や取引手法が出現した場合など、当局による規制は、ルール・ベースではなくプリンシパル・ベースの監督が有効な分野があり、こうした分野においては、自主規制機関は、プリンシパル・ベースの監督の実効性を高める重要な役割を担うことが可能となる。」

- ・黒沼悦郎・金融商品取引法〔第2版〕681頁

「自主規制の内容は、同業者間の商業倫理に基づいた、法令より高いレベルのものであることが期待されている。法令で商業倫理の基準を定め、それを一律に適用することはできないからである。業者が商業倫理の基準に従っていれば法令に違反することもないはずであるから、自主規制が法令による規制を補完するといつても、自主規制は法令に比べて瑣末なことを定めているわけではない。」

*規制の重複問題

→規制対象となる業者の負担が過大？

- ・自主規制機関の間の重複（認定金融商品取引業協会＋金融商品取引所による二重の規制）
 - ・処分（たとえば、法令違反があった場合）
 - ・検査（→合同検査【第二部松本報告 19 頁参照】）
- ・国（金融庁）と自主規制機関の重複
 - ・処分（たとえば、法令違反があった場合。罰金・課徴金と過怠金の支払命令）
 - ・検査（→合同検査【第二部松本報告 16 頁参照】）

(2) 政府による監督

・規則の変更

- ・定款の変更→内閣総理大臣の認可が必要（金商法 67 条の 8 第 2 項）
- ・規則の作成、変更、廃止→内閣総理大臣（金融庁長官）に届出が必要（同条 3 項後段）

・政府による処分

- ・定款、業務規程等の変更命令

金商法 73 条 1 項

内閣総理大臣は、認可協会の定款その他の規則もしくは取引の慣行または業務の運営もしくは財産の状況に関し、公益または投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要な限度において、当該認可協会に対して、定款その他の規則または取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

*その他監督上必要な措置の範囲？

- ・規則の廃止→○
- ・新しい規則の制定→×？

・認可の取消し、業務の停止、役員等の解任等

金商法 74 条 1 項

内閣総理大臣は、認可協会が法令、法令に基づく行政官庁の処分もしくは当該認可協会の定款その他の規則（・・・）に違反した場合または協会員・・・が法令等に違反し、もしくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等もしくは当該取引の信義則を遵守させるために認可協会がこの法律、この法律に基づく命令もしくは定款その他の規則により認められた機能を行使せずその他必要な措置をすることを怠った場合において、公益または投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その設立の認可を取り消し、1 年以内の期間を定めてその業務の全部もしくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更もしくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、または定款その他の規則に定める必要な措置をすることができる。

- ・規定内容

- (ア) 認可協会が法令等に違反した場合
または
- (イ) 協会員が法令等に違反した場合 + 認可協会が必要な措置を怠った場合
↓
(ウ) 内閣総理大臣が公益または投資者保護のため必要かつ適当と認めるとき
↓
(エ) 内閣総理大臣は、設立認可の取消し、業務の停止、業務方法の変更、業務の禁止、役員の解任、定款・その他の規則に定める必要な措置〔をすることができる〕

- ・内閣総理大臣=設立の認可を取り消す場合を除き、権限を金融庁長官に委任

- ・役員の解任命令

- ・金商法上の解任命令
 - ・金商法 74 条 1 項 認可協会が法令等に違反した場合
 - ・金商法 70 条 役員が法令等に違反した場合

* 金融庁は解任自体を命じることはできない？

日本証券業協会・定款 51 条

本協会は、正当な事由がある場合には、総会において議決権を有する会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決をもって役員を解任することができる。

- ・総会議案を提出しなかった場合

→金融庁による処分の対象

- ・直接の解任が不可とすれば、金融庁の解任命令に基づき、総会に解任議案を提出したもの、賛成が 3 分の 2 以上でなかった（否決された）場合？

→法令、法令に基づく行政処分、協会の定款・規則に違反するものではない

→金融庁は協会を処分することはできない

- ・同様の問題（議論）は、金融取引業者に対する解任命令（金商法 52 条 2 項）などでも妥当する

以上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

日証協の自主規制業務の概要

2024年12月27日
日本証券業協会 常務執行役 自主規制本部長
松本 昌男

目 次

- I 日本証券業協会の概要
- II 自主規制規則の制定・改廃
- III 協会員に対する監査
- IV 協会員及び役職員に対する処分
- V 外務員登録及び外務員資格試験
- VI 協会員の役職員向けの研修
- VII 有価証券市場の制度整備・市場管理業務
- VIII 相談、苦情及びあっせんに係る業務

I 日本証券業協会の概要

I – 1 日本証券業協会の沿革・目的

➤日本証券業協会の沿革

1940年～1941年	1府県1団体を基準に各地に証券業協会を設立
1973年7月	複数の地域に分かれていた証券業協会を統合し、「社団法人日本証券業協会」を設立 －東京に本部を、全国に10の地区協会を設置
1992年7月	証券取引法の改正に伴い、民法上の社団法人から、証券取引法上の認可法人に改組、名称を「日本証券業協会」に変更
2007年9月	金融商品取引法の施行に伴い、同法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた、日本で唯一の認可金融商品取引業協会となる

➤日本証券業協会の目的

定款第6条（目的）

本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

I – 2 日本証券業協会への加入

➤ 協会員の資格

金融商品取引法第68条第1項

- ・ 認可協会の協会員は、金融商品取引業者に限る。

金融商品取引法第67条の2第3項

- ・ 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務を行う範囲において、…第68条第1項…の規定の適用については、金融商品取引業者とみなす。

一 登録金融機関 登録金融機関業務

二 金融商品取引業又は登録金融機関業務に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者 当該業務

金融商品取引法第68条第2項

- ・ 認可協会は、その定款において、第5項に定める場合を除くほか、金融商品取引業者は何人も協会員として加入することができる旨を定めなければならない。ただし、金融商品取引業者の地理的条件又は業務の種類に関する事由により、協会員の加入を制限する場合は、この限りではない。

金融商品取引法第68条第5項

- ・ 認可協会は、その定款において、法令…その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は認可協会若しくは金融商品取引所から除名…の処分を受けたことのある者については、その者が協会員として加入することを拒否することができる旨を定めることができる。

➤ 協会への加入

金融商品取引法第29条の4第1項

- ・ 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき…は、その登録を拒否しなければならない。

四 第一種金融商品取引業…にあっては、次のいずれかに該当する者

二 協会…に加入しない者であって、協会の定款その他の規則…に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

I – 3 日本証券業協会の協会員

日証協定款において、協会員の種類として以下の3種類を定めている。

① 会 員 (265社)	証券会社 (金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（店頭金融先物取引等及び定款第3条第7号二に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。）を行う者（特定業務会員を除く。）。
② 特別会員 (203機関)	登録金融機関（銀行・生保・損保など） (登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかるものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利にかかるものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。)
③ 特定業務会員 (11社)	特定店頭デリバティブ・クラウドファンディング・商品先物のみ (金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務又は金商法第29条の4の2第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行う者)

*協会員数は、2024年12月1日時点

I – 4 日本証券業協会の業務

自主規制機関 (自主規制業務)

目的

有価証券等の取引の公正・円滑化、
投資者の保護

主な業務

- 1 自主規制ルールの制定、監査の実施、
自主制裁の発動
- 2 外務員登録事務及び資格試験・更新研修の実施
- 3 協会員の役職員向け研修等の実施
- 4 金融商品市場の制度整備・市場管理業務
- 5 証券取引等の相談・苦情、あっせん
- 6 認定個人情報保護団体の業務の実施

業界団体 (業界団体業務)

目的

証券業界の健全な発展

主な業務

- 1 金融商品市場に関する調査研究及び意見表明
- 2 統計資料等の発表
- 3 広報事業
- 4 関係団体等との意思の疎通及び意見の調整
- 5 反社会的勢力の排除に関する支援
- 6 金融商品市場の事業継続に関する支援
- 7 金融・証券知識の普及・啓発



国際業務・国際交流について

上記 2 つの役割に加え、海外証券関係団体等との情報交換・国際交流、日本市場の海外へのプロモートなどの国際業務・国際交流も重要になってきています。

I – 5 金融商品取引法上の自主規制機関

自主規制機関名	規制対象業務	規制対象者
金融商品取引所 (証券取引所)	有価証券関連業 取引所への上場	取引参加者 上場会社
<u>日本証券業協会</u>	有価証券関連業 店頭デリバティブ取引 (金融先物取引除く)	証券会社 登録金融機関 (銀行・生損保等)
<u>第二種金融商品取引業協会</u>	ファンド販売業	ファンド販売業者
<u>日本STO協会</u>	STO取引	STO取扱業者
<u>金融先物取引業協会</u>	金融先物取引	金融先物取引業者
<u>日本暗号資産等取引業協会</u>	暗号資産（仮想通貨）取引	暗号資産取扱業者
<u>投資信託協会</u>	投資運用業	投信委託会社
<u>投資顧問業協会</u>	投資助言業 投資一任業	投資顧問業者

(注1) 下線は、金融商品取引業連絡協議会の構成団体

(注2) 証券取引所と日本証券業協会との間で「最高自主規制責任者（CRO）連絡協議会」を定期的に実施

Ⅱ 自主規制規則の制定・改廃

II – 1 証券取引・証券業務に係る規制の階層

法令	金融商品取引法 政府令 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 法令解釈Q & A、ノーアクションレターなど
自主規制	定款 自主規制規則 統一慣習規則 紛争処理規則 規則に関するガイドライン 規則に関するQ & A コンプライアンスレター 社内規程モデル・約款モデル 営業ルール照会制度による照会事項及び回答 その他協会員への通知文書 など

II – 2 日本証券業協会の自主規制規則の種類

日本証券業協会は約60の自主規制則を制定している。

主な自主規制規則

【投資勧誘、顧客管理、内部管理等】

- ・協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
- ・協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則
- ・有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
- ・顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則
- ・協会員の内部管理責任者等に関する規則
- ・有価証券関連業経理の統一に関する規則
- ・金融商品仲介業者に関する規則
- ・反社会的勢力との関係遮断に関する規則

【従業員、外務員関係】

- ・協会員の従業員に関する規則
- ・協会員の外務員の資格、登録等に関する規則
- ・協会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則

【広告関係】

- ・広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- ・アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則

【株式関係】

- ・店頭有価証券に関する規則
- ・店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
- ・株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
- ・株主コミュニティに関する規則
- ・上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則
- ・有価証券の引受け等に関する規則

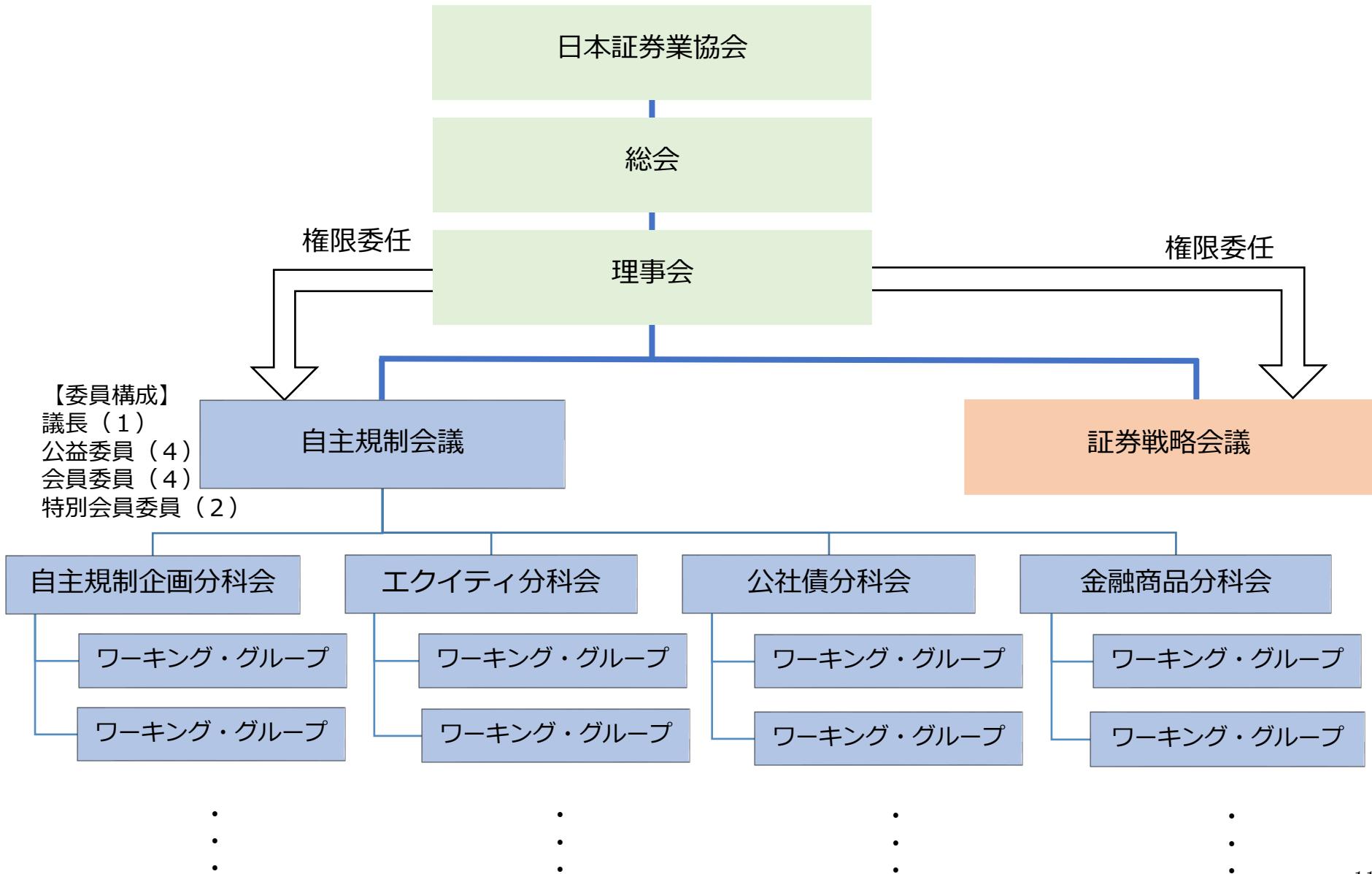
【債券関係】

- ・私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
- ・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則

【外国商品・取引関係】

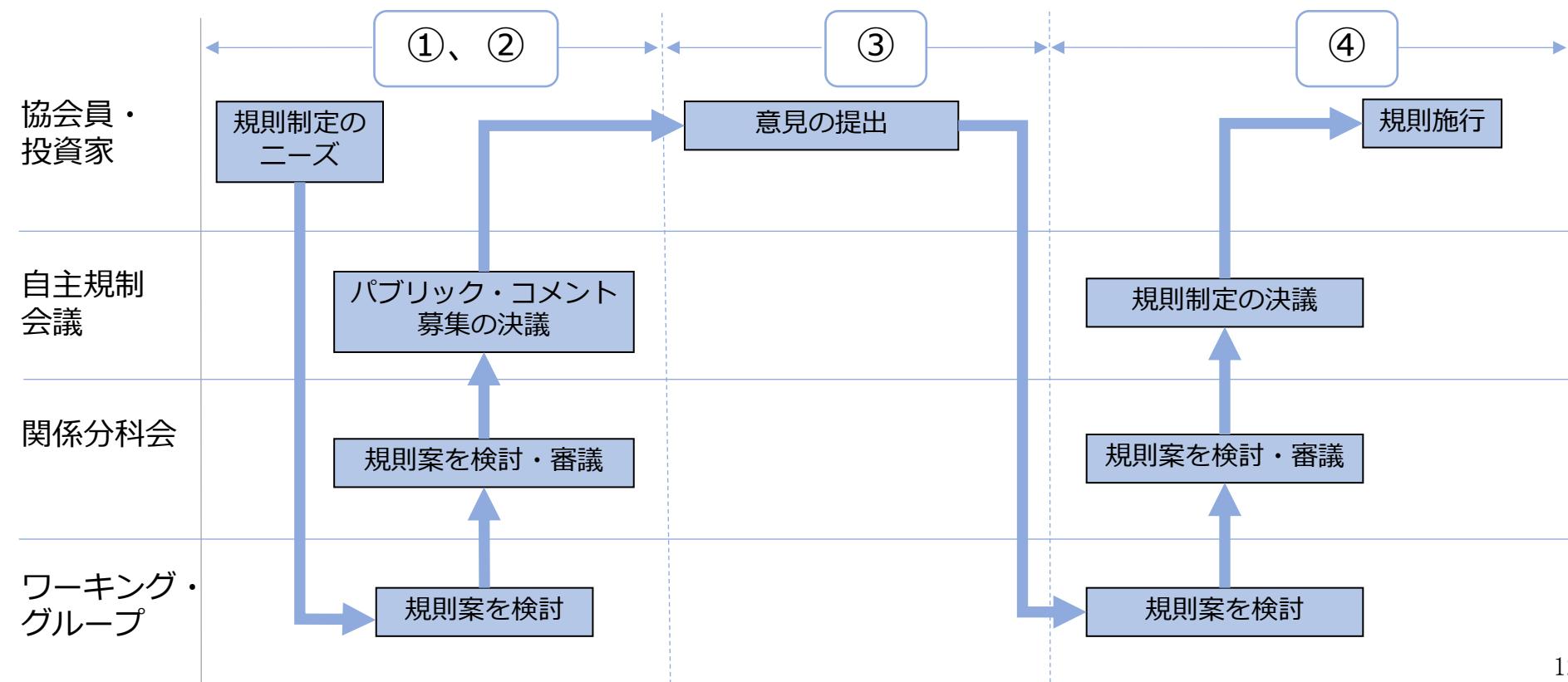
- ・外国証券の取引に関する規則
- ・海外証券先物取引等に関する規則

II – 3 自主規制に関する会議体



II – 4 自主規制規則の制定・改廃の手続き

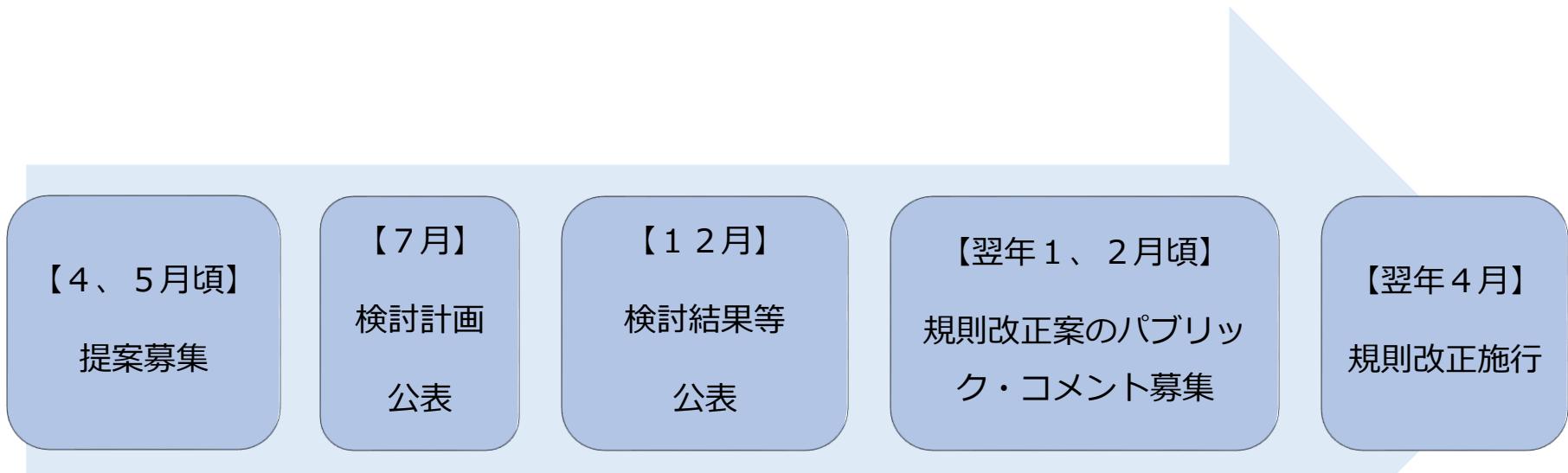
- ① 規則の必要性を把握し、関係分科会等の下部にワーキング・グループ等を設置
- ② ワーキング・グループ等で規則案を検討
- ③ 関係分科会及び自主規制会議で審議のうえパブリック・コメントを募集
(原則30日間以上)
- ④ パブリック・コメントを踏まえた規則案を関係分科会および自主規制会議で審議の上、決定



II – 5 自主規制規則の定期的な見直し

➤ 自主規制規則の定期的な見直し

- ・ 2011年度より、年1回、ホームページ上で自主規制規則の見直し等に関する意見・要望の募集を実施
- ・ 寄せられた意見・要望の内容を整理・検討のうえ、必要に応じ、規則所管委員会等において審議
- ・ 募集事項や検討計画、検討結果などは本協会ホームページにて公表

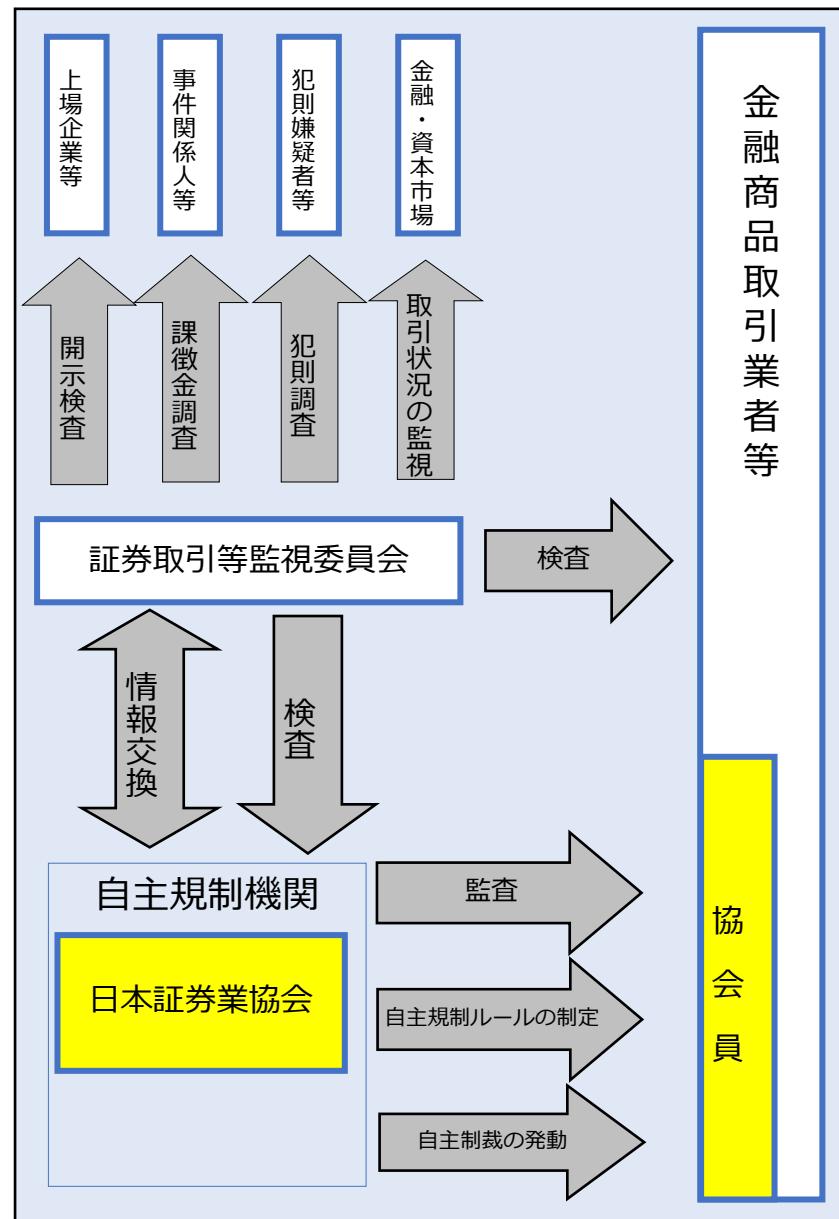


III 協会員に対する監査

III－1 日本証券業協会による監査の概要

- 本協会の監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。
- また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。
- 監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

III-2 日証協監査と監視委員会検査の関係



- 本協会は、本協会に加入している協会員（証券会社・登録金融機関等）に対する監査や自主規制ルールの制定等を行っている。
- 本協会が実施した特定の協会員の監査情報に基づき、証券取引等監視委員会が当該協会員に対して検査を実施する等、監査業務に関する情報交換を実施しており、行政検査と協会監査との間に連携体制が構築されている。
- 一方、本協会は、監査等自主規制業務を適切に執行しているかどうか等について、証券取引等監視委員会の検査を受ける。

III – 3 監査の種類

➤ **一般監査**

法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況並びに財務の状況について、全般的に点検を行う。

➤ **特別監査**

法令及び諸規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況並びに財務の状況のうち、特定の項目について、必要に応じて点検を行う。

➤ **フォローアップ監査**

本協会の監査及び行政当局の検査等において認められた指摘事項について改善報告を求めた協会員に対して、当該指摘事項の改善状況について、必要に応じて点検を行う。

➤ **機動的・継続的監査**

本協会に加入して6か月に満たない協会員のうち、公益又は投資者保護の観点から特に必要と認めた協会員に対して、その業務が適正に行われているかどうかについて点検を行う。

III – 4 監査の実施方法

➤ 実地監査

協会監査は、原則として、監査対象先の本店、支店又は営業所等を訪問して、帳簿書類等を監査する方法により行う。

➤ 書類監査

監査対象先の業務内容及び規模から見て、実地監査の必要がないと思われる協会員について、提出書類に基づき行う。テーマ別監査においても必要に応じて書類監査を活用する。

(注) 証券取引所等との合同検査

協会員が証券取引所に加入している場合には、監査の重複を回避する等の観点から、原則として同時臨店方式による合同検査を行うこととしている。

III－5 合同検査における主な検証事項

日証協

投資者保護の観点

金融商品の投資勧誘・販売態勢

- ・顧客本位の業務運営の定着に向けた取組状況
- ・適合性原則の遵守状況
- ・合理的根拠適合性の事前検証の実施状況
- ・内部管理体制の状況

顧客資産の分別管理の実施状況

財務の健全性

(自己資本規制比率の算出状況)

個人情報の管理状況

等

証券取引所

市場の公正性の観点

不公正取引防止のための売買管理状況

法人関係情報の管理状況

誤発注防止のための管理状況

最良執行義務の管理状況

「空売り」に係る管理状況

フロントランニングに係る管理状況

信用取引の管理状況

先物・オプション証拠金の預託管理状況

等

内部管理態勢全般の整備・強化等に係る管理状況

III – 6 監査対象先の選定

監査対象先は単に監査の実施状況（監査周期）のみではなく、以下の状況等を総合的に勘案のうえリスクベースで選定し、必要に応じて機動的に対応する。

➤ **自己資本規制比率の状況【会員のみ】**

自己資本規制比率が一定の水準（200%）を下回ることとなった会員又は同比率が急激に低下している会員

➤ **各種の情報**

オフサイト・モニタリングにより収集した営業・財産の状況や役員・大株主の状況等の実態について確認する必要がある協会員、投資者からの苦情や金融商品事故等の多い協会員又は不芳情報があった協会員

➤ **過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況**

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

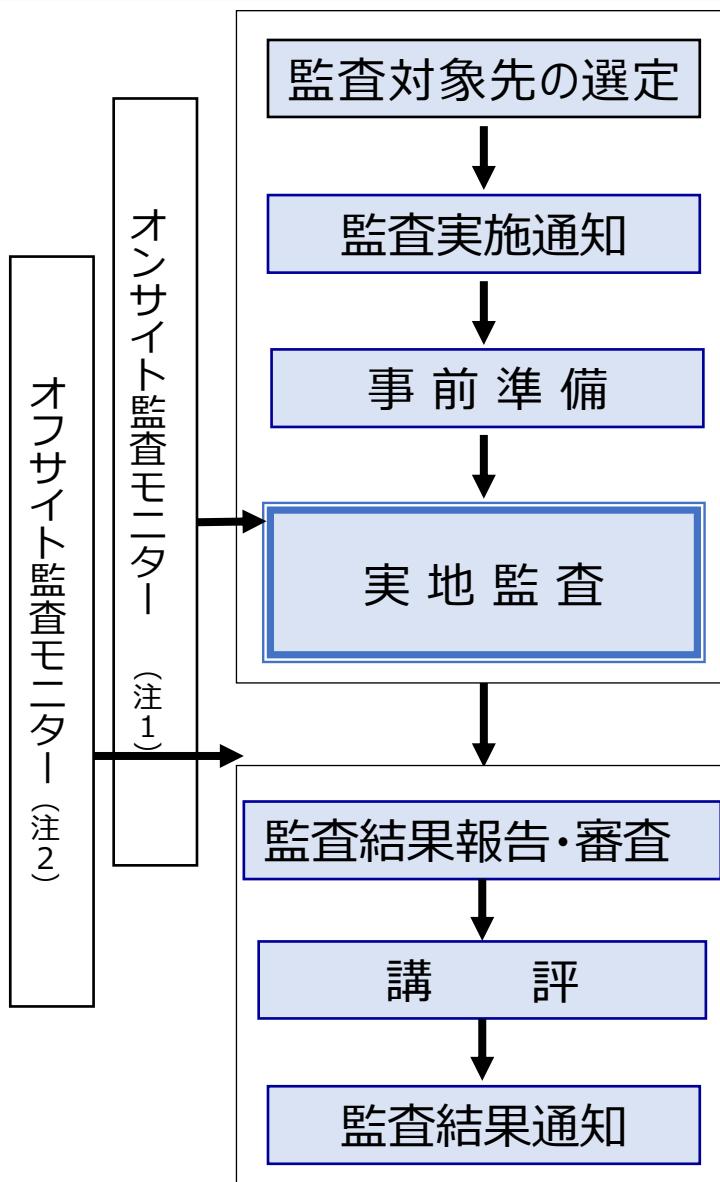
➤ **業務内容、顧客層等の状況**

複雑な金融商品・リスクの高い金融商品を主に取り扱う協会員やリテール営業の比重の大きい協会員

➤ **ビジネスモデルの変更等**

従来のビジネスモデルを大幅に見直したり、新たな業務を開始したりするなど業容の変化等に応じたリスク管理の状況について確認する必要がある協会員

III-7 一般監査の流れ



- 監査対象先の選定については、内部規程に基づき行い、併せて監査チームを編成する。金融商品取引所等との合同検査対象会社については、取引所と日程、監査項目・内容及び人員等の調整を行う。予告方式。
 - 一般監査は、監査着手日の概ね 20 営業日前に通知。特別監査、フォローアップ監査及び機動的・継続的監査は、監査着手日までに通知。
 - 前回監査・検査の状況、諸報告、モニタリングデータ等の事前分析。
 - 監査対象先に対する事前提出資料の作成・提出依頼。
- (注1) オンサイト監査モニター
任意に選定した監査対象先に対して、監査担当責任者が指定した者が臨店期間中に訪問し、直接、代表者又は内部管理統括責任者等から意見を受け付ける。
- (注2) オフサイト監査モニター
監査を実施した協会員を対象として、内部監査部が書面（電子データを含む）により意見を受け付ける。
- 監査の結果は、監査対象会社の代表者に通知。

III－8 監査の実施状況

➤ 会員に対する監査の実施状況

実施状況	2024年度 上半期	2023年度	
		上半期	下半期
監査実施先数	28社	29社	27社
うち取引所との合同検査	11社	12社	9社
うち協会の単独監査	17社	17社	18社
うち特別監査等	-	-	1社

会員に対する監査結果通知状況	2024年度 上半期	2023年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	32社	27社	24社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(11 社)	(8 社)	(4 社)

➤ 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	2024年度 上半期	2023年度	
		上半期	下半期
監査実施先数	16機関	13機関	13機関

特別会員に対する監査結果通知状況	2024年度 上半期	2023年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	15機関	15 機関	12機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(1 機関)	(3 機関)	(1 機関)

III－9 会員に対する監査における指摘事項①

➤ 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	2023年度	2022年度
法令違反の指摘件数	3件 (2社)	5件 (4社)
① 「純財産額が資本金の額を下回った場合」に係る届出漏れ	1件	2件
② ダークプールの価格改善効果の顧客説明に関する不備	1件	—
③ 事業報告書及び説明書類並びに業務に関する帳簿書類の作成不備等	1件	—
○ その他	—	3件

➤ 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	2023年度	2022年度
諸規則違反の指摘件数	3件 (3社)	6件 (5社)
① 不公正取引防止のための売買管理態勢が不十分な状況	1件	2件
② 特定個人情報についての管理区域等の設置に係る対応が不十分な状況	1件	—
③ 定款の施行に関する規則等に定める報告漏れ	1件	—
○ その他	—	4件

III－9 会員に対する監査における指摘事項②

▶ 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘の内容と件数

監査結果通知の内容	2023年度	2022年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	22件 (10社)	27件 (14社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	7件	5件
② 個人情報保護の管理態勢に係るもの	5件	2件
③ 事業継続計画の態勢整備に係るもの	4件	3件
④ マネー・ローンダリングガイドライン対応等に係るもの	3件	4件
⑤ 顧客管理態勢に係るもの	1件	3件
⑥ 事業報告書等の記載に係るもの	1件	—
⑦ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係るもの	1件	—
○ その他	—	10件

IV 協会員及び役職員に対する処分

IV – 1 協会員に対する処分の類型

➤ 協会員に対する処分（「定款」第28条）

- ・除名
- ・会員権の停止又は制限（6か月以内）
- ・過怠金の賦課（上限 5 億円）（注1）
- ・譴責

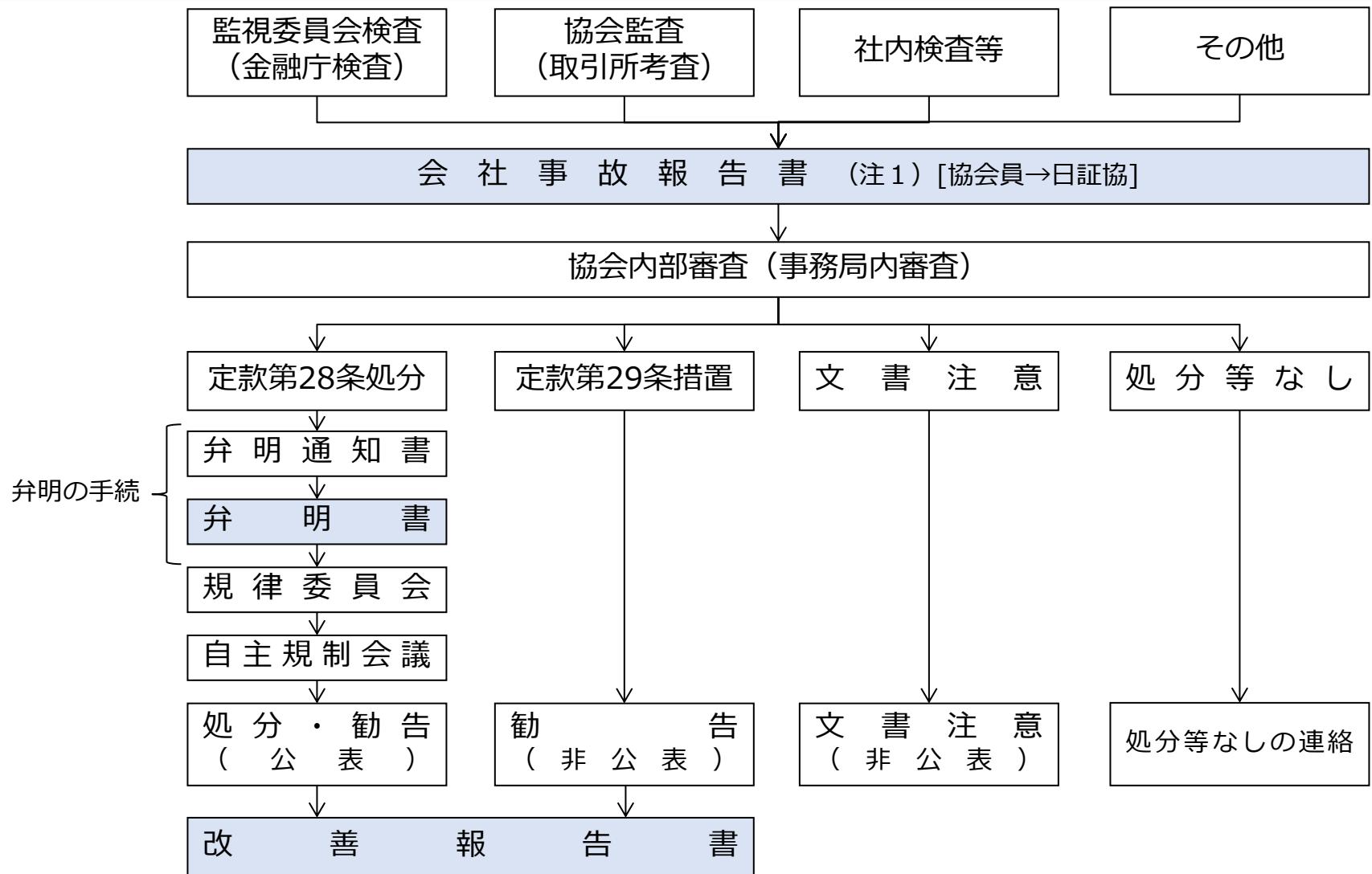
（注1）不当な利益相当額が発生しているときは、当該不当な利益相当額を過怠金の上限額に加算することができる（5億円超もあり得る。）。

（注2）協会員に対する処分に際しては、除名の場合を除き、併せて定款第29条に基づく勧告を行う。

【参考】金融庁による処分

- 登録取消し
- 認可取消し
- 業務停止命令（6か月以内）

IV-2 協会員に対する処分の手続



(注1) 協会員が法令等違反行為の事実を認識した場合、定款の施行に関する規則に基づき作成し、本協会に対し提出する文書をいう。

(注2) 網掛けは、協会員から本協会に対し提出される文書を示している。

IV – 3 協会員に対する処分の概況

事務年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
除名	0	1	0	0	0	0	0
会員権の停止 又は制限	0	0	0	0	0	0	0
過怠金の賦課	9	3	1	1	0	2	3
譴責	0	0	0	1	0	1	2
<u>合計</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	<u>5</u>

(注1) 会員権の停止には過怠金の賦課を併科

IV－4 協会員に対する最近の処分事例①

【2024年度】

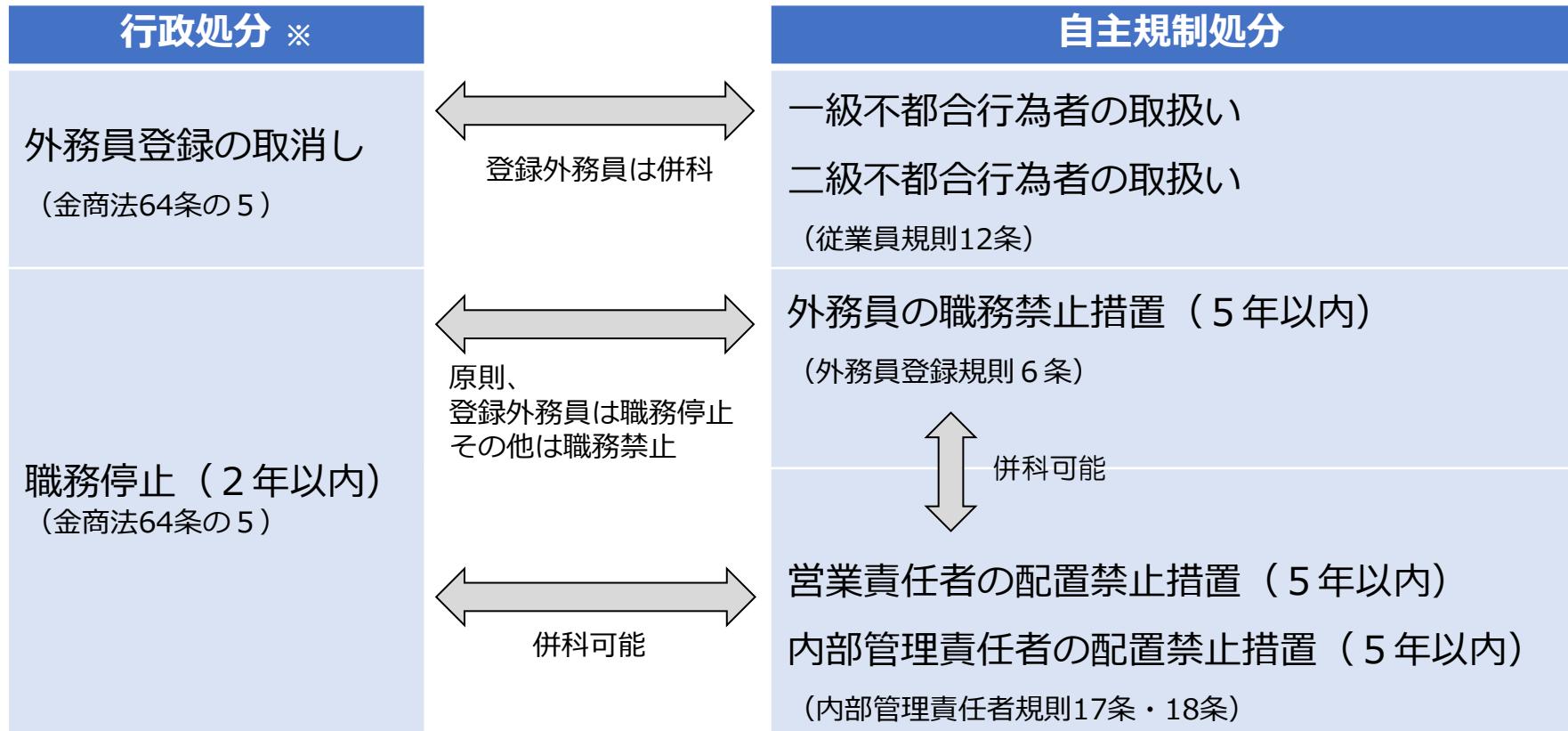
処分日	協会員名	処分内容等	処分事由
2024年 12月18日	野村證券	過怠金： 3,000万円 勧告	<ul style="list-style-type: none">長期国債先物取引に係る相場操縦行為（見せ玉）
2024年 9月18日	三菱 UFJ 銀行	過怠金： 2億 5,000 万円 勧告	<ul style="list-style-type: none">銀証間における不適切な顧客情報の共有等法人関係情報の管理態勢不備等登録金融機関による有価証券関連業の禁止
2024年 9月18日	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー証券	過怠金： 2億円 勧告	<ul style="list-style-type: none">銀証間における不適切な顧客情報の共有等法人関係情報の管理態勢不備登録金融機関による有価証券関連業の禁止を看過・助長したうえで不適切に金融商品取引契約を締結している状況不適切な銀証連携を防止するための内部管理態勢が不十分な状況
2024年 9月18日	モルガン・スタン レーMUFG 証券	過怠金： 5,000万円 勧告	<ul style="list-style-type: none">銀証間における不適切な顧客情報の共有等法人関係情報の管理態勢不備

IV－4 協会員に対する最近の処分事例②

【2023年度】

処分日	協会員名	処分内容等	処分事由
2024年 3月21日	SBI証券	過怠金：1億円 勧告	<ul style="list-style-type: none"> 取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為
2023年 11月15日	三木証券	過怠金： 8,000万円 勧告	<ul style="list-style-type: none"> 適合性原則に抵触する勧誘が行われている状況 適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況 <ul style="list-style-type: none"> ①営業推進態勢が不適切な状況 ②法令等遵守態勢が不適切な状況 ③経営管理態勢が不適切な状況
2023年 9月20日	ちばぎん証券	過怠金： 5,000万円 勧告	<ul style="list-style-type: none"> 適合性原則に抵触する業務運営の状況 <ul style="list-style-type: none"> ①適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に発生している状況 ②適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況
2023年 9月20日	千葉銀行	譴責 勧告	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況 <ul style="list-style-type: none"> ①顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況 ②内部管理態勢が不十分な状況
2023年 9月20日	武蔵野銀行	譴責 勧告	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況 <ul style="list-style-type: none"> ①顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況 ②内部管理態勢が不十分な状況

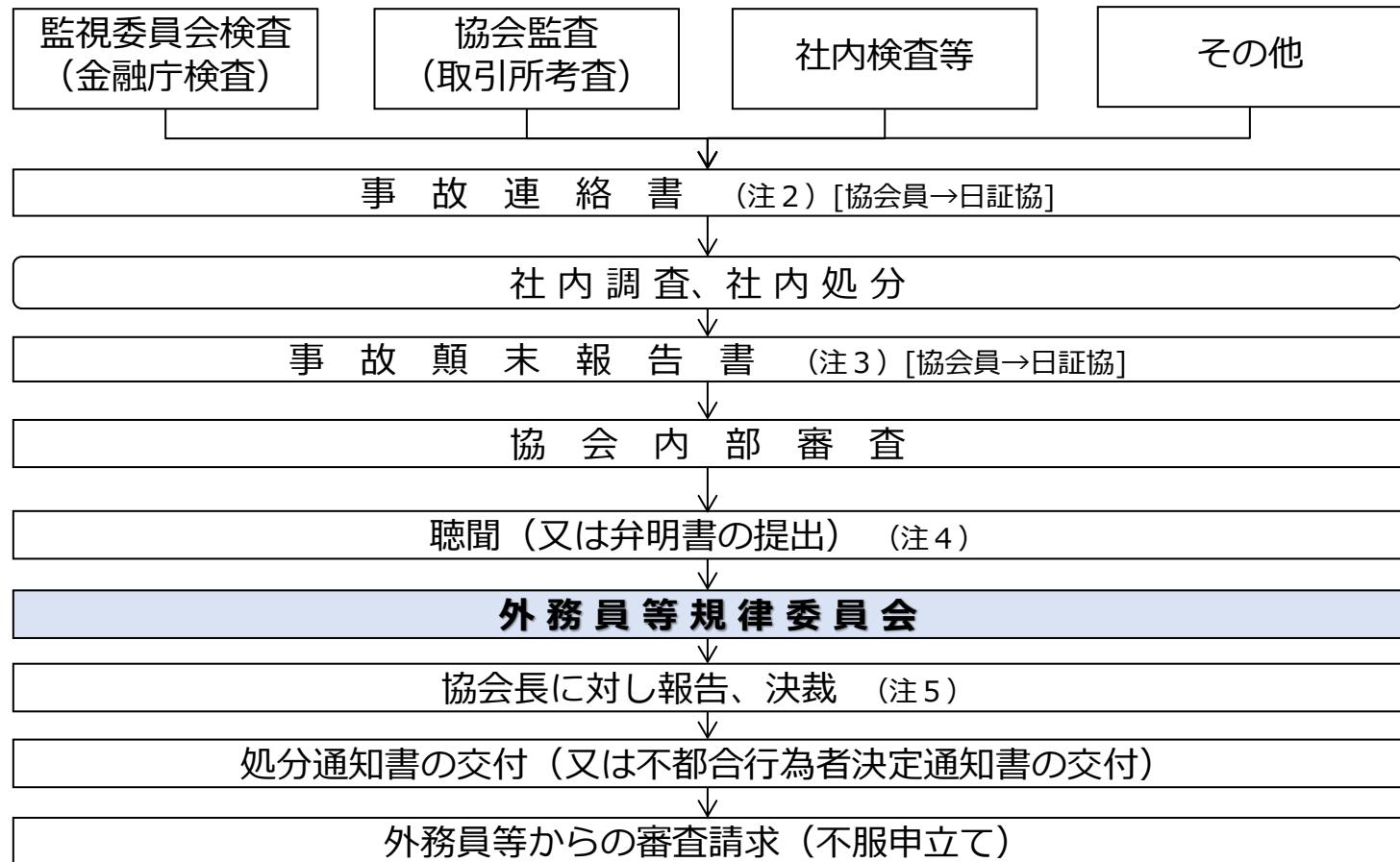
IV – 5 協会員の役職員に対する処分の類型



(※) 行政処分は登録外務員に関する処分で、金商法64条の7により日証協へ委任されている。

IV-6 協会員の役職員に対する処分の手続

【外務員事故発生】



(注1) 上図は、事故連絡書及び事故顛末報告書の提出があった事案のうち、処分を行う場合のフローを示している。

(注2) 事故連絡書は、協会員の役職員につき法令等違反行為があつたことが判明した場合に、協会員が本協会に対し提出する文書をいう。

(注3) 事故顛末報告書は、協会員の役職員の法令等違反行為の詳細が判明したときに、協会員が当該法令等違反行為の内容に応じた適正な社内処分を行い、本協会に対し提出する文書をいう。

(注4) 処分案が「不都合行為者の取扱い」及び「外務員の登録の取消し」の場合には、外務員等規律委員会の後に実施される。

(注5) 自主規制会議から協会長に一任されている。

IV-7 協会員の役職員に対する処分の概況①

(単位：人)

事務年度	外務員数	登録取消及び不都合行為者の取扱い	外務員の職務停止処分及び外務員の職務禁止措置	営業責任者及び内部管理責任者の配置禁止措置
2016	526,094	19	83	6
2017	529,090	16	63	4
2018	522,274	11	36	3
2019	512,580	6	22	1
2020	505,493	10	47	3
2021	496,278	6	38	3
2022	471,950	9	20	1
2023	461,260	5	32	4

(注) 外務員数は12月末現在のもの。

IV-7 協会員の役職員に対する処分の概況②

最近3事務年度における外務員等に対する処分：行為別件数の推移

法令等違反行為の内容		2021	2022	2023
法令 違反	無断売買	5	3	11
	虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示、虚偽告知	11	8	7
	詐欺・横領	6	10	5
	損失補填、利益提供	3	1	5
	投機的売買	7	2	2
	外務員の職務に関して著しく不適当な行為	0	0	1
	金融商品取引行為を行うことを拒否又は不当に遅延させる行為	3	1	0
	未公表の重要事実の伝達	0	1	0
	金銭等の預託	1	0	0
小計		36	26	31

法令等違反行為の内容		2021	2022	2023
協会規則違反	名義借り	1	1	2
	過当勧誘	0	0	2
	秘密の漏えい	0	1	0
	自己の信用取引	1	0	0
	受渡の延引	1	0	0
小計		3	2	4
欠格事由該当		5	1	2
合計		44	29	37

(注) 複数の法令等違反行為を行っている事案については、そのなかから最も処分に影響を及ぼした行為1つを抽出し、行為別件数を計算している。

▽ 外務員登録及び外務員資格試験

V – 1 外務員登録制度について

- 本協会は、金融商品取引法第64条の7第1項及び金融商品取引業者等に関する内閣府令第254条の規定に基づき、外務員の登録に関する事務の委任を受けている
- 外務員とは、協会員に所属している役職員のうち、顧客に対して金融商品の販売・勧誘等（外務行為）を行う者である。協会員は外務員登録原簿に登録を受けた外務員以外に外務行為を行わせてはならない
- 外務員登録制度は、登録拒否事由を定め、法令違反等をした外務員の登録を取り消す等の処分により、外務行為に携わる者の質を維持することが目的
- 外務員は所属している協会員に代わって外務行為を行うことから、その行為に関する責任は外務員個人だけではなく、所属する協会員も負うこととなる
- 本協会では、自主規制規則に基づき外務員資格試験を実施し、この試験の合格を外務員登録の要件としている

【外務員資格更新研修】

- 外務員資格更新研修とは、外務員に対する投資者の信頼性を確保するとともに、外務員の一層の資質向上を図るために受講が義務付けられている研修
- 外務員登録を受けている者は、原則として、5年毎に受講

V – 2 外務員資格について

- 外務員資格
 - 外務員資格とは外務員として活動するために必要な資格で、外務員資格試験に合格した者に付与される。

➤ 外務員資格の種類

一種外務員資格	全ての外務員の職務を行うことができる
二種外務員資格	現物株式などの外務員の職務を行うことができるが、信用取引、デリバティブ取引などリスクの高い商品についての外務員の職務を行うことができない
信用取引外務員資格	二種外務員の職務範囲に加え信用取引についての外務員の職務を行うことができる
特別会員一種外務員資格	登録金融機関業務に係る外務員の職務のすべて（公社債・投資信託の取引、有価証券関連デリバティブ取引等）を行うことができる
特別会員二種外務員資格	登録金融機関業務の一部（公社債・投資信託の取引等）に係る外務員の職務を行うことができるが、デリバティブ取引などリスクの高い商品についての外務員の職務を行うことができない

V－3 外務員資格試験の範囲

外務員の種類	一種外務員：すべての外務員の職務 二種外務員：主として現物取引	
試験の種類	一種外務員資格試験（日本語・英語）	二種外務員資格試験（日本語・英語）
出題範囲	<p>業務知識【信用取引、デリバティブ取引 (店頭デリバティブ取引に類する 複雑な投資信託・仕組債等を含む。)】</p> <p>業務知識（株式業務、債券業務、投資信託業務）</p> <p>法令知識（金融商品取引法等の法令、協会・取引所の諸規則）</p> <p>基礎知識（証券市場の基礎知識、会社法、経済・金融・財政、 財務諸表・企業分析、証券税制、セールス業務）</p>	
出題数	100	
時間（分）	160	
合格点/満点	308/440	
210/300		

※一種外務員資格試験、二種外務委員資格試験は、協会員以外の一般の方も受験可能

V－4 資格試験の実施状況

人（受験者数）
単位：%（合格率）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一種外務員	受験者数	40,123	32,136	27,017	27,795	29,925
	合格率	46.8	58.7	56.3	55.0	58.1
二種外務員	受験者数	8,058	5,344	4,282	3,599	5,728
	合格率	48.4	58.1	59.2	58.0	48.9
一種外務員(一般開放)	受験者数	4,633	4,594	4,690	4,533	5,886
	合格率	67.6	74.6	71.7	70.5	71.3
二種外務員（一般開放）	受験者数	3,131	2,725	2,846	2,413	3,833
	合格率	65.2	68.9	70.5	70.5	65.6
特会一種外務員	受験者数	7,665	5,457	5,295	4,409	5,089
	合格率	32.7	41.9	38.1	35.8	40.6
特会二種外務員	受験者数	16,312	11,121	9,566	6,610	12,484
	合格率	44.3	47.0	53.2	51.8	46.6
合計	受験者数	79,922	61,377	53,696	49,359	62,945

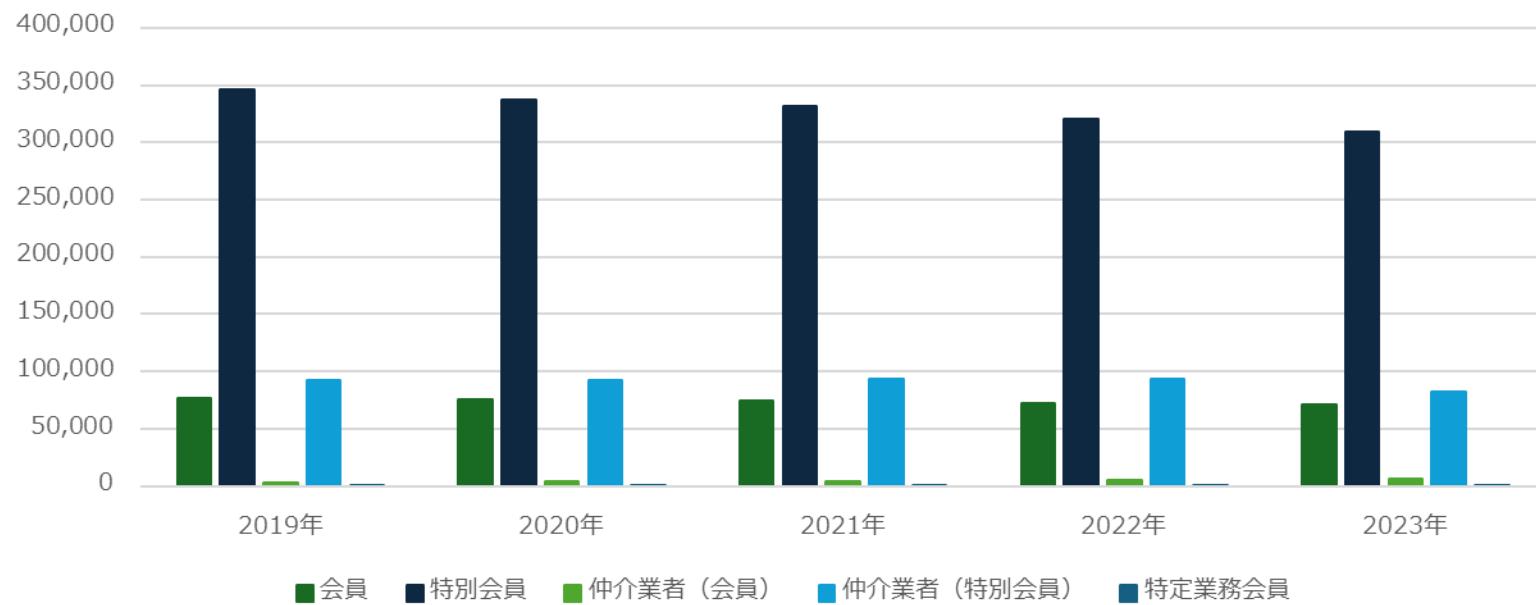
V－5 登録外務員の現況

2023年3月末の登録外務員数は、全体で 468,920人で、内訳は以下のとおり。

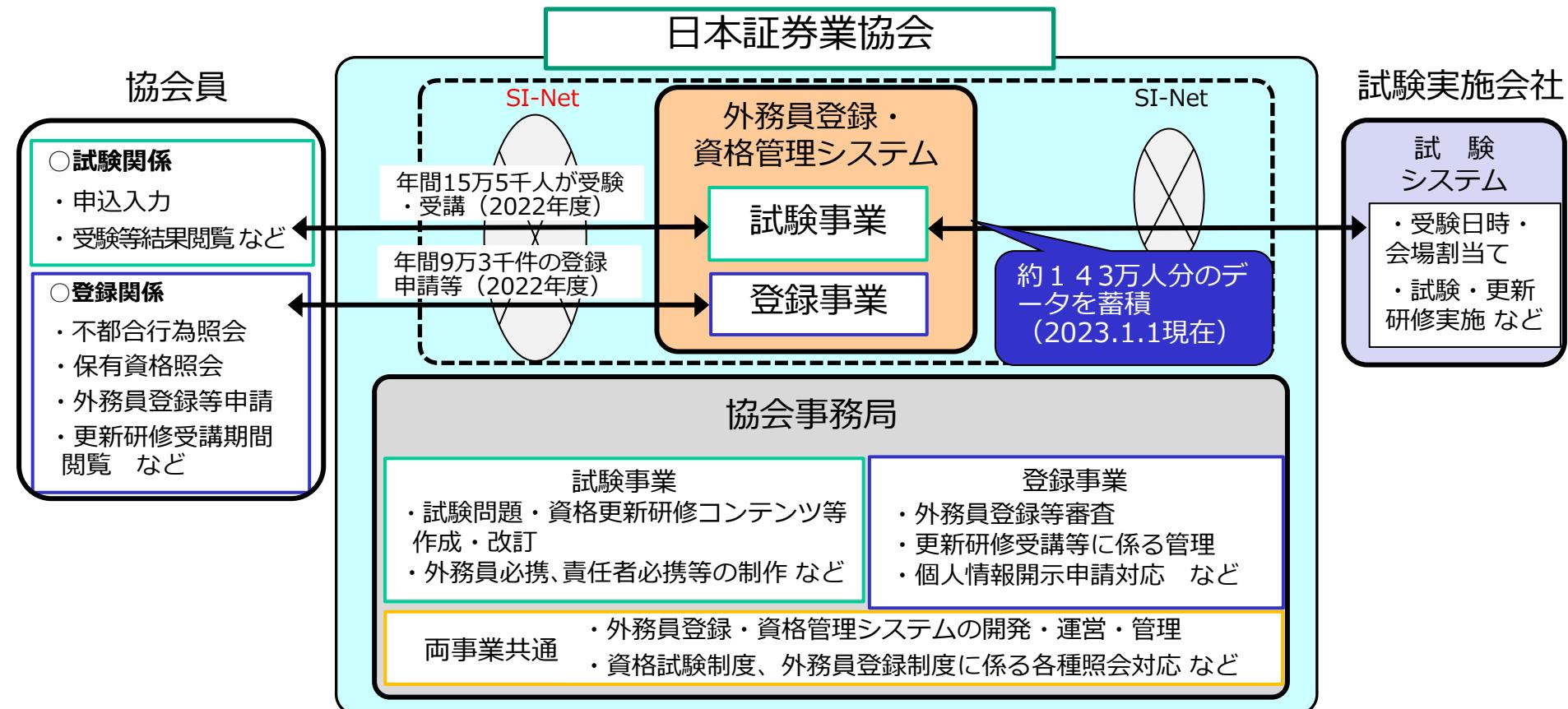
○協会員の登録外務員数

単位：人

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
会員	76,765	75,448	74,142	72,685	71,245
特別会員	346,225	337,079	331,609	320,077	308,857
仲介業者（会員）	3,558	3,946	4,491	5,368	6,482
仲介業者（特別会員）	92,254	92,627	93,427	93,625	81,920
特定業務会員	106	105	479	413	416
合計	518,908	509,235	504,148	492,168	468,920



V – 6 外務員登録・資格管理システム



VI 協会員の役職員向けの研修

VI－1 日本証券業協会が行う研修の概要

自主規制規則に基づく研修

- ① 代表者セミナー（年1回開催）
- ② 役員研修
- ③ 内部管理統括責任者研修（義務研修）
- ④ 内部管理統括補助責任者研修（義務研修）
- ⑤ 営業責任者研修
- ⑥ 内部管理責任者研修
- ⑦ 外務員資格更新研修（義務研修）

倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修

- ① コンプライアンス基礎講座
 - ・金融商品取引業務に必要な法令・諸規則等に関する基礎的な知識の修得
- ② コンプライアンス実務講座
 - ・各個別テーマ（例：反社会的勢力の排除、インサイダー取引等の未然防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策など）に関する実務的な知識の修得を図る
- ③ リスク管理講座
- ④ 営業員コンプライアンスセミナー
- ⑤ 倫理講座
- ⑥ サステナブルファイナンス講座

倫理・コンプライアンス以外の内容をテーマとする研修

- ① 証券業務基礎講座
 - ・金融商品取引業務（証券業務等）に必要な投資信託及び証券税制に関する基礎的な知識の修得
- ② 証券業務実務講座
 - ・各個別テーマ（例：相続税及び贈与税、証券税制と確定申告など）に関する実務的知識の修得
- ③ ハラスメント研修

行政当局の担当官、外部有識者（弁護士、税理士等）、
日証協職員等の講師による研修

VI－2 研修受講者数実績

年 度	開催回数（回）	受講者数（名）
2024年度 (~11月)		5,574
2023年度	(オンデマンド配信による研修を通年実施)	6,881
2022年度		7,006
2021年度		5,401
2020年度	45	2,917
2019年度	67	4,140
2018年度	68	4,280

※ 外務員資格更新研修は除く

VII 有価証券市場の制度整備・ 市場管理業務

VII-1 日証協の主な有価証券市場の制度整備・市場管理業務

制度整備・市場管理業務	主な取組み
非上場株式の取引制度の整備	<ul style="list-style-type: none">・J-Ships（特定投資家向け銘柄制度）の創設及び自主規制規則の整備・株主コミュニティ制度の創設及び自主規制規則の整備・株式投資型クラウドファンディングに係る自主規制規則の整備
公社債市場の取引慣行の整備	<ul style="list-style-type: none">・社債市場活性化及び投資家保護に向けた取組み・各種ガイドラインの作成
セキュリティーズ・トークン（トークン化有価証券）の適切な取引の確保	<ul style="list-style-type: none">・セキュリティーズ・トークンに係る自主規制規則の整備・セキュリティーズ・トークン取扱い協会員に対するモニタリング
PTS取引の制度整備	<ul style="list-style-type: none">・上場株券等のPTS取引に係る自主規制規則の整備・非上場証券のPTS取引に係る自主規制規則の整備
統計情報等の公表	<ul style="list-style-type: none">・公社債売買参考統計値、社債の取引情報の公表・上場株券等のPTS取引の気配・約定情報の公表

VII-2 非上場株式取引制度の比較

	株主コミュニティ	株式投資型 クラウドファンディング	特定投資家向け銘柄制度 (J-Ships)
関連規則	株主コミュニティに関する規則	株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
制度の特徴	コミュニティ内の投資家（会社を知っている者等）に発行・流通の場が提供できる	インターネット上で多数の者から少額ずつ資金を集めることができる	プロの投資家からロットの大きい資金調達が行えること
対象顧客	株主コミュニティの参加者（一般投資家を含む）	一般投資家（インターネット上ののみ）	特定投資家（プロ成り個人を含む）
顧客への情報提供	会社法ベースの企業情報等	発行者・募集に関する情報等	特定証券情報及び発行者情報
その他	コミュニティへの参加勧誘、銘柄の投資勧誘は、原則、コミュニティ内の投資家に限られる。	調達・投資金額の制限あり 発行者：1億円未満 投資者：原則50万以下	外国証券も対象
取引実績 (2024年9月 末時点)	運営会員：9社 取引銘柄数：38銘柄 累計売買金額：約69億円	取扱業者：5社 案件数：701件 (成立案件数：492件) 累積発行総額：約148億円	取扱協会員：6社 案件数：18件 累積発行総額：約1,002億円

【各制度の共通事項】

取扱会社： 取扱いに当たって、社内規程等を提出のうえ、日証協からの指定（CF取扱会社を除く）が必要

銘柄審査： 顧客への勧誘・販売に当たって、事前に財務状況等を審査

顧客説明： 顧客に対し、契約締結前交付書面等によりリスクを説明し、理解した旨の確認書を徴求

体制整備： 適切な取扱いのための業務管理体制の整備

VIII 相談、苦情及びあっせんに係る業務

VIII-1 FINMACへの業務委託

日本証券業協会とFINMAC

日証協では、顧客からの協会員の業務に関する相談・苦情に応じているほか、紛争解決の「あっせん」を行っており、これらの業務をNPO法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に委託している。

【FINMACとは】

- FINMACとは、日証協など金融商品取引法に基づく7つの自主規制団体の連携・協力の下に運営されている機関であり、金融庁や法務省から認証を受けている。
- FINMACは、株や投資信託、FXなど金融商品の取引に関するトラブルについて、相談や苦情を受け付け、公正・中立な立場で解決を図る機関であり、相談・苦情処理で利用者の納得が得られない場合の制度として、弁護士による紛争解決のためのあっせん制度も運営している。

VIII-2 苦情処理の流れ

①利用者（顧客）から苦情の申出

金融商品取引についての不満があった場合、苦情の申出を受ける。



②協会員に苦情内容を伝えて調査を依頼

申し出のあった苦情の内容をフィンマックの相談員が協会員にお伝えし、調査を依頼。



③調査結果の報告を受ける

協会員やフィンマックの相談員が利用者（顧客）に調査結果を報告。



④解決

※苦情処理で解決しなければ、あっせんその他の方法を案内

VIII-3 あっせん手続の流れ

①顧客からのあっせん申立て

あっせん申立てがあった場合、申立てを受理する。

※申立ては苦情対応を終了した事案に限り行うことができる。



②協会員に申立書を送付して答弁書の提出を求める

顧客からのあっせん申立てに対する協会員の言い分を取りまとめた答弁書を作成し、提出するよう求める。



③協会員から答弁書が出される

紛争解決委員は、中立的な立場から顧客の主張と協会員の主張内容を把握する。



④あっせんに参加する

紛争解決委員が期日を設定して、顧客と協会員に参加を求め、話し合いの場が開かれる。

紛争解決委員は、顧客と協会員からそれぞれに事情をお聞きする。



⑤和解案が示される

紛争解決委員が解決方法に関する「和解案」を説明する。

和解案に納得



⑥和解契約書を結ぶ

お客様、事業者双方が「和解案」に納得できたら、お客様と事業者の間で和解契約書を結ぶ。

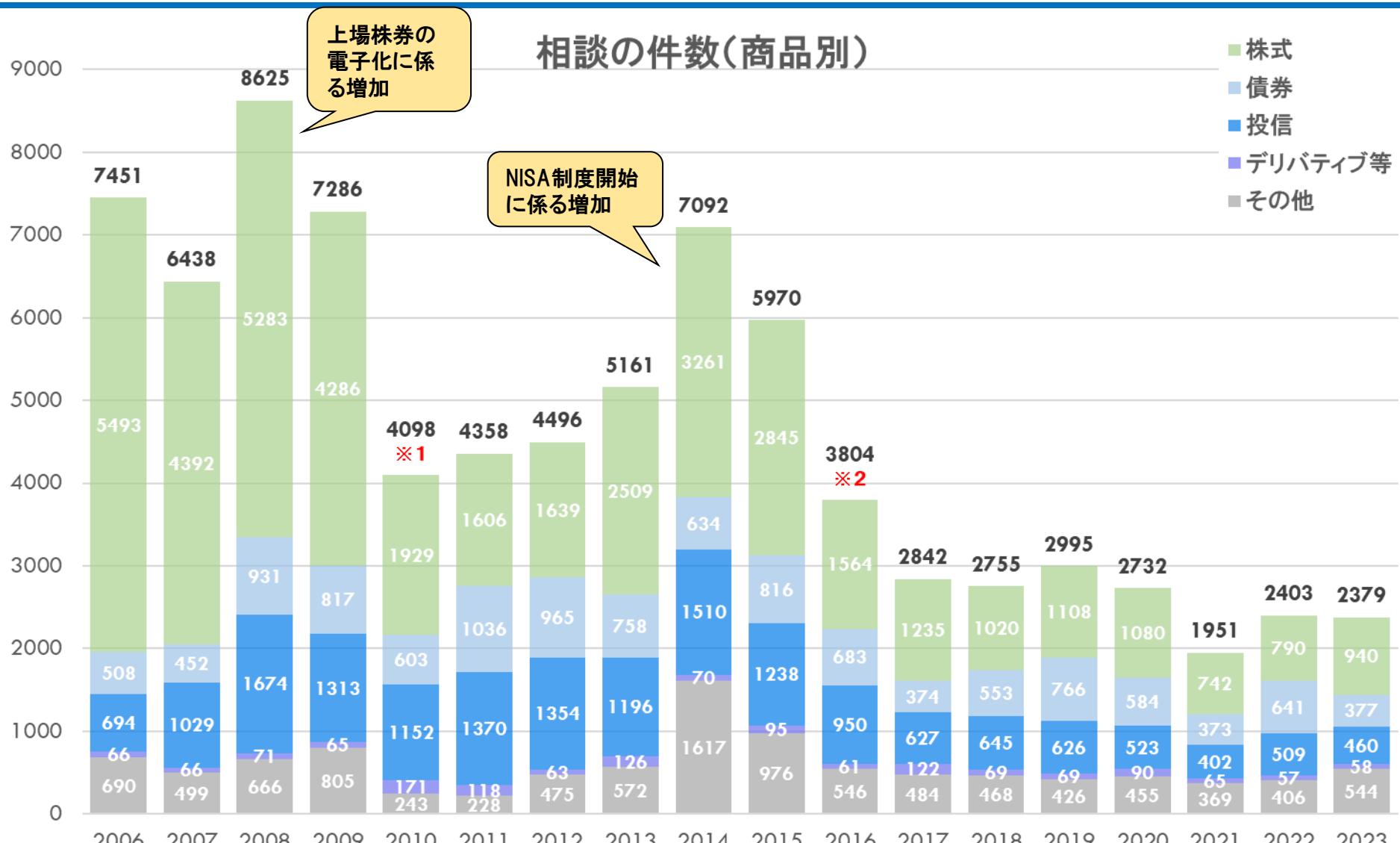
和解案に納得できない



⑥あっせんの打ち切り

紛争解決委員が話し合いでは解決の見込みがないと判断した場合

VIII－4 相談の件数

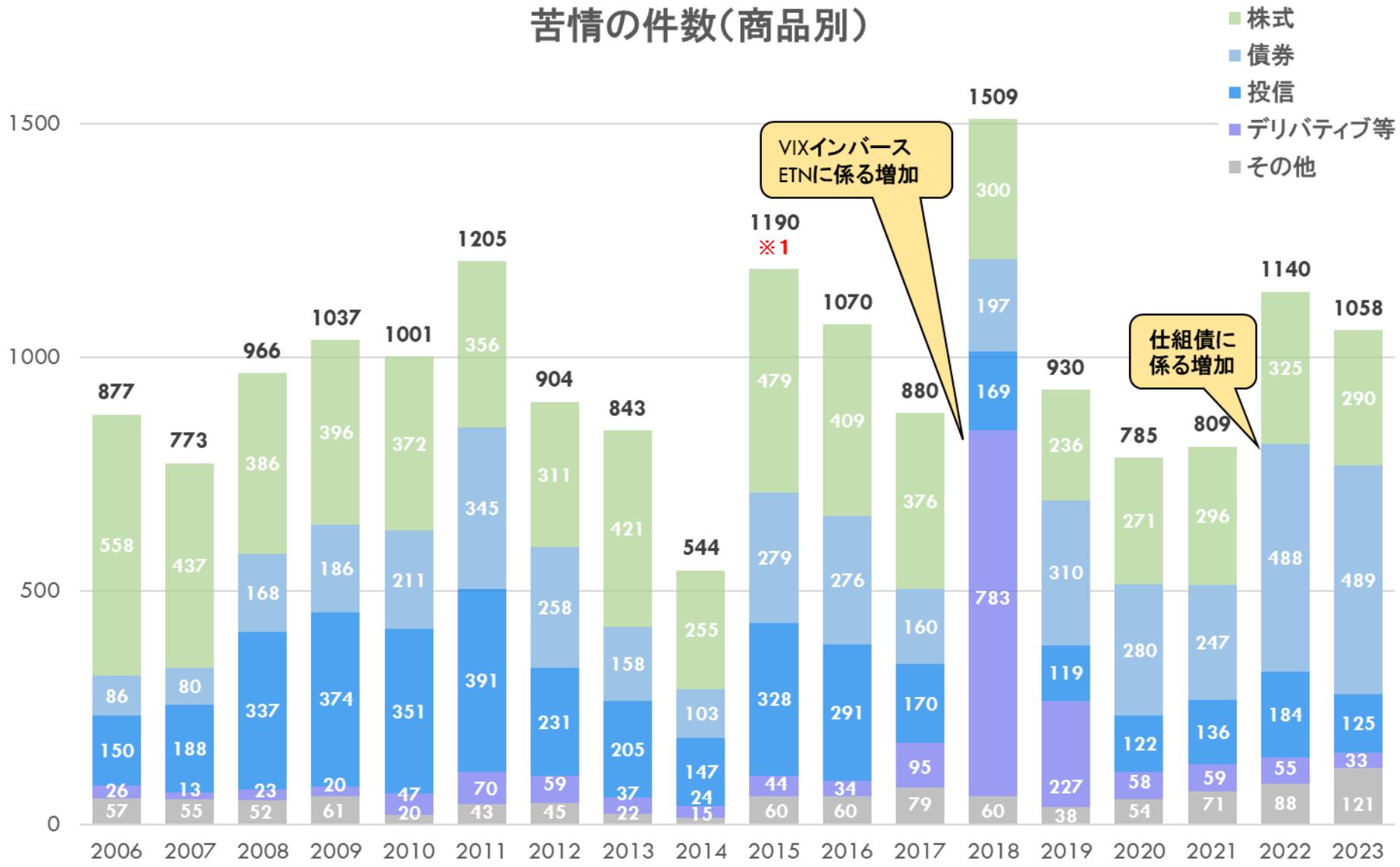


※1 2010年度より、日証協に未公開株通報専用コールセンターが設置され、「未公開株に関する相談」が、当該センターに移行されている。

※2 2016年度より、相談受付件数から、誤認電話件数を除いて算出されている。

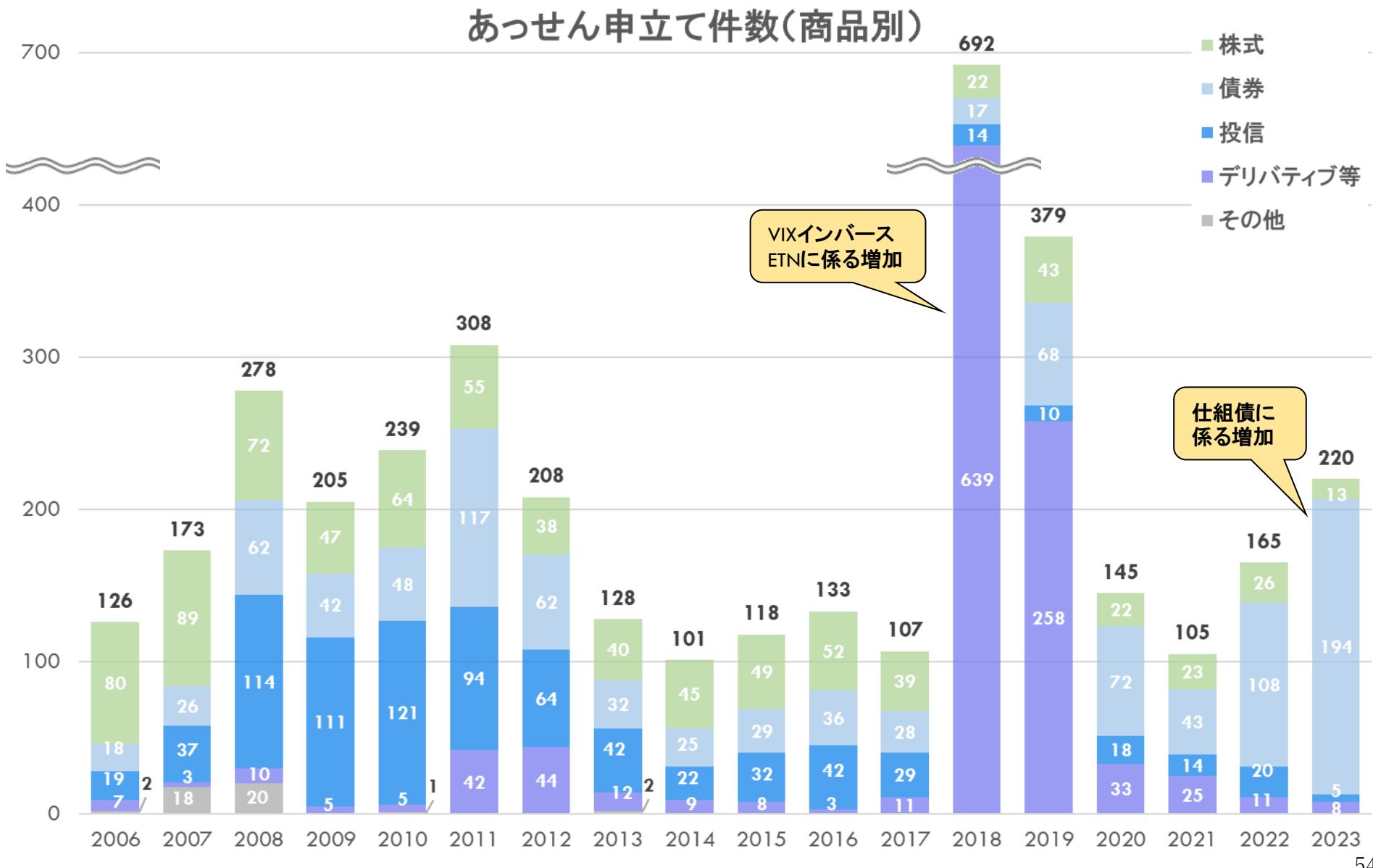
VIII－5 苦情の件数

苦情の件数(商品別)



※ 1 2015年度より、従来「相談」としていた「金融商品取引業者等へ取次ぎをしない不満の表明」を「苦情」として処理及びより深度あるヒアリングを実施 53

VIII-6 あっせん申立ての件数





日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

END

日証協の自主規制業務の概要



定 款 (昭48. 6. 7)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、日本証券業協会（英文名「Japan Securities Dealers Association」）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。

(定 義)

第 3 条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 有価証券 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項に規定する有価証券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）をいう。
- 2 金融商品取引業者 金商法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。
- 3 第一種金融商品取引業 金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業をいう。
- 4 有価証券関連デリバティブ取引等 金商法第33条第3項に規定する有価証券関連デリバティブ取引等（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。
- 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等（金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものを除く。）をいう。
- 6 店頭金融先物取引等 店頭金融先物取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。
- 7 特定店頭デリバティブ取引等 店頭デリバティブ取引等のうち、特定店頭デリバティブ取引（金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものを除く。）であって、次のいずれにも該当しないものをいう。）又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。
 - イ 金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る取引
 - ロ 有価証券関連デリバティブ取引（金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。）
- ハ 店頭金融先物取引
- ニ 金商法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）
- ホ 暗号資産等（金商業等府令第1条第4項第20号に規定する暗号資産等をいう。以下同じ。）又は金融指標（暗号資産等の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。）に係る店頭デリバティ

ブ取引

- 8 有価証券の売買その他の取引等 有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。
- 9 金融商品仲介業者 協会員を所属金融商品取引業者等（金商法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする同法第2条第12項に規定する金融商品仲介業者のうち、同条第11項に規定する金融商品仲介業（同項第1号から第3号までに掲げる行為（電子記録移転権利（同条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）又は金融商品取引法施行令第1条の12第2号に規定する権利に係るもの並びに金商法第2条第11項第2号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令第16条の4第2項第1号イからニまで及び同項第2号に掲げる取引に係るもの）を除く。）に係る業務に限る。）を行う者をいう。
- 10 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等 金商法第43条の2の2に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。

（組織及び人格）

第 4 条 本協会は、次条に規定する協会員をもって組織し、金商法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受ける認可金融商品取引業協会（同法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下「認可協会」という。）とする。

（協会員の要件）

第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会員の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

- 1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業（次に掲げる業務を除く。以下この条において同じ。）を行う者（次号イからハまでに掲げる業務のみを行う者を除く。）
 - イ 店頭金融先物取引等に係る業務
 - ロ 第3条第7号ニ及び同号ホに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 - ハ 電子記録移転権利又は金融商品取引法施行令第1条の12第2号に規定する権利に係る業務
- 2 特定業務会員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる業務のみを行う者
 - イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務
 - ロ 金商法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務（同項第1号に掲げる有価証券に係る業務に限る。）
 - ハ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務
- 3 特 別 会 員 金商法第2条第11項に規定する登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るもの）を除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るもの）を除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係るものに限る。）に掲げるもの又是有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）

（目 的）

第 6 条 本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(業 務)

第 7 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 協会員が金商法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。
- 2 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長すること。
- 3 協会員の有価証券の売買その他の取引等及びこれに関連する行為に関する慣習を統一して、取引上の処理を能率化し、紛争を排除すること。
- 4 協会員及び金融商品仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。
- 5 協会員に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び金融商品仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。
- 6 協会員及び金融商品仲介業者の業務に対する顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会員及び金融商品仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせんを行うこと並びに協会員相互間の紛争を調停すること。
- 7 金商法第67条の19に規定する上場株券等の取引所金融商品市場外における取引に係る売買価格の公表等を行うこと。
- 8 協会員及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の处分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況を調査すること。
- 9 金商法第64条の7第1項の規定に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うこと。
- 10 金商業等府令第119条第1項第9号ロに規定する調査及び確認を行うこと。
- 11 協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。
- 12 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する問題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
- 13 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること。
- 14 協会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- 15 金融商品取引業に關係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- 16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。
- 17 会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。
- 18 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。

2 本協会は、営利の目的をもって業務を営まない。

(規 則 等)

第 8 条 本協会は、前条第1項各号に規定する業務を円滑に行うため、自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則その他の規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第 9 条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(規則等の制定及び改正)

第 10 条 自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則、協会運営規則、定款施行規則その他の規則及びこれに基づく細則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第 2 章 会員及び特定業務会員

第 1 節 権利及び義務

(会員の資格)

第 11 条 第 5 条第 1 号に定める要件を満たす者は、第22条第 1 項又は第30条において準用する第26条第 1 項の承認を受けて、会員となる。

- 2 会員が第25条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第28条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、会員の資格を喪失する。
- 3 会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、会員の資格を喪失する。

(会員権)

第 12 条 会員は、定款施行規則に定める会員としての権利（以下「会員権」という。）を有する。

- 2 会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、会員の資格を喪失したときは、会員権は消滅する。
- 3 会員は、第 5 条第 1 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める会員権の一部が制限されるものとする。
- 4 会員権は、譲渡することができない。

(特定業務会員の資格)

第 13 条 第 5 条第 2 号に定める要件を満たす者は、第22条第 1 項又は第26条第 1 項の承認を受けて、特定業務会員となる。

- 2 特定業務会員が第30条において準用する第25条第 1 項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第28条第 1 項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特定業務会員の資格を喪失する。
- 3 特定業務会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特定業務会員の資格を喪失する。

(特定業務会員権)

第 14 条 特定業務会員は、定款施行規則に定める特定業務会員としての権利（以下「特定業務会員権」という。）を有する。

- 2 特定業務会員が前条第 2 項又は第 3 項の規定により、特定業務会員の資格を喪失したときは、特定業務会員権は消滅する。
- 3 特定業務会員は、第 5 条第 2 号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特定業務会員権の一部が制限されるものとする。
- 4 特定業務会員権は、譲渡することができない。

(会費及び特別会費)

第 15 条 会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。

- 2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。

- 3 会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。
- 4 前項の規定による決議は、会員に公正に分担させることを旨として行うものとする。

第 16 条 削 除

(会員代表者及びその代理人)

第 17 条 会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務について当該会員を代表する者（以下「会員代表者」という。）及びその代理人をそれぞれ 1 人定め、本協会に届け出なければならない。

- 2 本協会が会員代表者又はその代理人を不適任と認めたときは、それぞれ事由を示してその変更を求めることができる。

(届出及び報告事項)

第 18 条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

(資料の提出等)

第 19 条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(監 査)

第 20 条 本協会は、「監査規則」で定めるところにより、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

- 2 会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。

(本協会の名称の使用制限)

第 21 条 会員は、金商法及び関係法令に規定がある場合又は定款施行規則で定める場合を除き、本協会の承認を受けないで本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称（これらを図案化したものを含む。以下同じ。）を使用してはならない。

第 2 節 加入及び脱退

(加入の承認)

第 22 条 本協会に加入しようとする第 5 条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。ただし、特定承継金融機関等（預金保険法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての加入の承認は、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 本協会は、加入する協会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させるため、加入に際し必要な指示をすることができる。

(加入の拒否)

第 23 条 本協会は、前条第 1 項の加入の申請を行った者（以下「入会申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

- 1 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは認可協会若しくは金商法第 2 条第 16 項に規定する金融商品

取引所（以下「金融商品取引所」という。）の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に反する行為をして、有価証券の売買その他の取引若しくは金商法第33条第3項に規定するデリバティブ取引等の停止を命ぜられ、又は認可協会若しくは金融商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことがあること。

- 2 前条の入会申請書若しくはその入会申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

（加入の承認を受けた場合における入会金の納付）

第 24 条 本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。ただし、入会申請者が特定承継金融機関等である場合には、入会金の納入は要しない。

- 2 入会金の額は、定款施行規則で定める。

- 3 協会員は、第 1 項に規定する入会金について返還を受けることができない。

（脱退の承認）

第 25 条 会員は、本協会を脱退しようとするときは、別に定める様式による脱退申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。ただし、本協会が特に認める場合には、脱退申請書の提出は要しない。

- 2 前項に規定する脱退の承認は、理事会の決議により行う。

（協会員の種類の変更申請）

第 26 条 会員が特定業務会員になるには、第 5 条第 2 号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の加入内容変更申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

- 3 第 1 項に規定する変更の承認は、理事会の決議により行う。

（特定承継金融機関等に係る特例措置）

第 27 条 本協会は、協会員が特定承継金融機関等である場合には、定款その他の規則の規定にかかわらず、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るために直ちに講じるべき必要な措置については、会長がこれを決定することができる。当該決定を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 処分及び勧告

（会員の処分等）

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- 1 不正な手段により本協会に加入したとき。
- 2 支払不能となり、容易に回復し得ない状態となったとき。
- 3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 取引の信義則に反する行為をしたとき。
- 5 本協会に納入をしなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入をしないとき。
- 6 第18条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。

- 7 第19条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
 - 8 第20条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。
 - 9 第21条の規定に違反して本協会の名称及び本協会に設置する会議体の名称を無断で使用したとき。
 - 10 第22条第4項に規定する指示に違反したとき。
 - 11 その会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に第3号又は第4号に該当する行為があつたとき。
 - 12 主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）、役員又は使用人のうちに、反社会的勢力があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められるとき。
- 2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。
 - 3 第1項に規定する処分の種類は、謹責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。
 - 4 前項に規定する過怠金の額は、5億円を上限とする。ただし、第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
 - 5 第3項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6か月以内とする。
 - 6 第1項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の5年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が1年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。
 - 7 第4項ただし書の適用がある場合における5億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。
 - 8 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
 - 9 会員は、第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。
 - 10 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第76条の3に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
 - 11 第1項、第2項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

（会員に対する勧告）

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

（特定業務会員に対する準用規定）

第 30 条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条までの規定は、特定業務会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「特定業務会員権」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特定業務会員代表者」と、第26条中「会員が特定業務会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「特定業務会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。

第3章 特別会員

(特別会員の資格)

- 第31条 第5条第3号に定める要件を満たす者は、第22条第1項の承認を受けて、特別会員となる。
- 2 特別会員が第33条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第33条において準用する第28条第1項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、特別会員の資格を喪失する。
- 3 特別会員が合併した場合において、法人が消滅したときは、特別会員の資格を喪失する。

(特別会員権)

- 第32条 特別会員は、定款施行規則に定める特別会員としての権利（以下「特別会員権」という。）を有する。
- 2 特別会員が前条第2項又は第3項の規定により、特別会員の資格を喪失したときは、特別会員権は消滅する。
- 3 特別会員は、第5条第3号に規定する登録金融機関業務を行う者でなくなったと本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める特別会員権の一部が制限されるものとする。
- 4 特別会員権は、譲渡することができない。

(特別会員に対する準用規定)

- 第33条 第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第28条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。

(業務委託)

第34条 削除

第4章 機関

第1節 総会

(総会の招集)

- 第35条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時総会は隨時必要に応じて招集する。
- 2 総会は、理事会の決議により会長が招集する。ただし、会員の5分の1以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。
- 3 前2項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の2週間前までに各会員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。

(審議事項)

第36条 総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 1 定款の改正に関する事項
- 2 毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項
- 3 本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- 4 会長、公益理事、常任理事、常任監事及び公益委員の選任に関する事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(出席資格)

第 37 条 総会に出席できる者は、会員代表者又はその代理人とする。

(定足数及び議決権の行使)

第 38 条 総会は、その決議について議決権を有する会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 会員は、理事会が認めたときは、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）により、その議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した会員は、その総会に出席したものとみなす。

(議決の方法)

第 39 条 会員は、1 個の議決権を有する。ただし、会員が次の各号の一に該当するときは、議決権を有しない。

1 第28条第1項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受け、当該処分の効果が存続しているとき。

2 第5条第1号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなったと本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

3 業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合において、会員権の一部が制限されているとき。

4 総会の議案の決議について特別の利害関係を有するとき。

2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、議決権を有する会員の議決権の3分の2以上の多数決による。

3 前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は金融庁長官の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

(議事録)

第 40 条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した会員代表者2人以上がこれに署名（電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

第 2 節 役 員 等

(役員の定数)

第 41 条 本協会に次の役員を置く。

1 理 事	会 員 理 事	3 人以内
	特別会員理事	1 人
	公 益 理 事	4 人
	常 任 理 事	3 人以内
2 監 事	会 員 監 事	2 人
	常 任 監 事	1 人

(役員の選任)

第 42 条 前条に規定する会員理事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。このうち、1人は証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として、1人は総務委員会委員長を兼ねる会員理事として、それぞれ選挙する。

2 前条に規定する特別会員理事は、特別会員が、特別会員代表者のうちからこれを選挙する。

- 3 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。このうち、1人は自主規制会議議長を兼ねる公益理事として、1人は行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として、1人は金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として、それぞれ選任する。
- 4 前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。
- 5 前条に規定する会員監事は、会員が、会員代表者のうちからこれを選挙する。
- 6 前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会員の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。
- 7 会員理事及び会員監事は、相互に兼ねることができない。
- 8 第1項、第2項及び第5項に定める役員の選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。
- 9 第3項、第4項及び第6項に定める役員の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

(補欠の役員の選挙等)

- 第42条の2 前条第1項、第2項又は第5項の選挙をする場合には、会員理事、特別会員理事又は会員監事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の会員理事、特別会員理事又は会員監事を選挙することができる。
- 2 前条第3項の選任をする場合には、公益理事に欠員が生じることとなるときに備えて補欠の公益理事を選任することができる。
 - 3 第1項に定める補欠の役員の選挙に関し必要な事項は「役員選挙規則」をもって定める。
 - 4 第2項に定める補欠の公益理事の選任に関し必要な事項は「定款施行規則」をもって定める。

(会長及び副会長の選任)

- 第43条 会員は、会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、総会の決議により、会長1人を選任する。
- 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる。
 - 3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長2人を選任することができる。

(専務理事の選任)

- 第44条 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事を選任する。
- 2 副会長のうち、前条第3項の規定により選任された者は専務理事を兼ねることができる。

(会長の職務)

- 第45条 会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。
- 2 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者1人及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者1人を、それぞれ指名する。

(副会長及び専務理事の職務)

- 第46条 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を行い、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 2 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長とともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。
 - 3 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。

(執行責任者の職務)

- 第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規

定する会員に対する勧告（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。

- 2 証券戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第3項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。
- 3 会長又は副会長（いずれも常任理事であるものに限る。）若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は証券戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。

（執行役及び役付執行役の選任等）

- 第 48 条 会長は、理事会の同意を得て、協会員の役員及び従業員以外の者から執行役8人以内を選任することができる。
- 2 執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者（自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。）を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。
 - 3 会長は、理事会の同意を得て、執行役のうちから専務執行役若干人、常務執行役4人以内を選任することができる。
 - 4 会長は、理事会の同意を得て、執行役の職務の分掌等に関する事項を定める。

（監事の職務）

- 第 49 条 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び執行役に対して事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、第80条第3項に定める会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
 - 4 監事は、本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告する。
 - 5 監事は、理事会、自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会等、その職務を行うため必要な会議に出席して意見を述べることができる。

（役員等の任期）

- 第 50 条 会員理事、特別会員理事、常任理事、会員監事及び執行役の任期は1年とする。ただし、第53条第1項の後任の会員理事、同条第2項の後任の特別会員理事、同条第4項の後任の常任理事、同条第5項の後任の会員監事及び同条第7項の後任の執行役の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 公益理事の任期は2年とする。ただし、第53条第3項の後任の公益理事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 常任監事の任期は、その就任後2回目の定時総会終了のときまでとする。ただし、第53条第6項の後任の常任監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

- 第 51 条 本協会は、正当な事由がある場合には、総会において議決権を有する会員の議決権の3分の2以上の多数決をもって役員を解任することができる。

（前任の役員等の義務）

- 第 52 条 役員等（役員及び執行役をいう。以下同じ。）の任期が満了し又はその全員が辞任したときは、その後任の役員等が就任するまでは前任の役員等がその職務を継続して執行する。

（欠員の場合の措置）

- 第 53 条 会員理事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講

じるものとする。

- 1 第42条の2第1項の補欠の会員理事がいるとき 当該補欠の会員理事が後任の会員理事に就任する。
- 2 第42条の2第1項の補欠の会員理事がないとき 遅滞なく、第42条第1項の規定により後任の会員理事を選舉する。ただし、その欠員が1人であるときは、この限りでない。
- 2 特別会員理事に欠員が生じた場合は、第42条の2第1項の補欠の特別会員理事がいるときは当該補欠の特別会員理事が後任の特別会員理事に就任し、補欠の特別会員理事がないときは遅滞なく第42条第2項の規定により後任の特別会員理事を選舉するものとする。
- 3 公益理事に欠員が生じた場合は、第42条の2第2項の補欠の公益理事がいるときは当該補欠の公益理事が後任の公益理事に就任し、補欠の公益理事がないときは遅滞なく第42条第3項の規定により後任の公益理事を選任するものとする。
- 4 常任理事に欠員が生じたときは、第42条第4項の規定により、後任の常任理事を選任することができる。
- 5 会員監事に欠員が生じた場合は、次の各号に掲げるときの区分に応じ、当該各号に定める措置を講じるものとする。
 - 1 第42条の2第1項の補欠の会員監事がいるとき 当該補欠の会員監事が後任の会員監事に就任する。
 - 2 第42条の2第1項の補欠の会員監事がいないとき 遅滞なく、第42条第5項の規定により後任の会員監事を選舉する。ただし、その欠員が1人であるときは、この限りでない。
- 6 常任監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、第42条第6項の規定により後任の常任監事を選任するものとする。
- 7 執行役に欠員が生じたときは、会長は、第48条第1項の規定により、後任の執行役を選任することができる。

(役員等の報酬)

- 第 54 条 会員理事、特別会員理事及び会員監事は、無報酬とする。
- 2 公益理事、常任理事、常任監事及び執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。

第 3 節 理 事 会

(理事会の構成等)

- 第 55 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、理事会が次条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の規定に基づき決議を行う場合にあっては、特別会員理事は、特別会員の行う有価証券の売買その他の取引等に係る自主規制に関連する議事又は第7条第1項第13号に掲げる業務に関連する議事に限り、その審議に参加できるものとする。

(理事会の権限)

- 第 56 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び執行役の業務の執行を監督する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
- 1 第7条第1項第1号から第11号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあっては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。）、同項第13号に掲げる業務（自主規制会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項

- 2 第10条に規定する自主規制規則、統一慣習規則、紛争処理規則その他の規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
 - 3 第28条に規定する処分に関する事項（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）
 - 4 削除
 - 5 第77条第1項に規定する外務員等の資格試験を行うことに関する事項
 - 6 第78条の2に規定する業務の一部の委託に関する事項
 - 7 第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第1号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
 - 8 第76条の2第1項に規定する事故確認委員会に関する事項
 - 9 第76条の3第1項に規定する不服審査会に関する事項
 - 10 第27条第1項に規定する必要な措置を講じることに関する事項（前各号に掲げる事項に係るものに限る。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、当該事項を執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
- 1 第7条第1項第11号から第17号までに掲げる業務（同項第11号に掲げる業務にあっては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に、同項第13号に掲げる業務にあっては証券戦略会議に委任された業務の広報に限る。）及び同項第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
 - 2 第10条に規定する規則及びこれに基づく細則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
 - 3 第85条に規定する規則及びこれに基づく細則（第1号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項
 - 4 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、当該事項を執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
 - 5 第1項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める行動規範について、次の各号に掲げる事項を決議する権限を行動規範委員会に、当該事項を執行する権限を行動規範委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。
 - 1 定款施行規則で定める行動規範の制定、改正及び廃止並びに公表及び周知に関する事項
 - 2 協会員の行動又は慣行に関する事案の調査及び審議並びにその結果の公表に関する事項
 - 3 法令及び定款その他の規則等の制定、改正及び廃止又はそれらの要望に係る自主規制会議又は証券戦略会議に対する建議に関する事項
 - 6 第1項の規定にかかわらず、理事会は、第7条第1項第13号に掲げる業務（金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図る業務に限る。）に係る事項を決議する権限を金融・証券教育支援委員会に、当該事項を執行する権限を金融・証券教育支援委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が

自ら行うことを妨げない。

7 理事会は、第2項から前項までの規定により委任した事項について報告を求めることができる。

(理事会の招集)

第57条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時に開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は理事会の開催を中止することができる。

3 臨時理事会は、隨時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。

(定 足 数)

第58条 理事会は、その決議について議決権を有する理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。

(議決の方法)

第59条 理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決する。

2 会員理事、公益理事及び常任理事は、1個の議決権を有する。

3 特別会員理事は、1個の議決権を有する。ただし、第55条ただし書に規定する場合にあっては、当該議事に限り、その議決権を有する。

4 理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による理事会)

第60条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(議 事 錄)

第61条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

2 前条第1項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。

第4節 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会

(自主規制会議)

第62条 本協会に自主規制会議を置く。

2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 4人以内

特別会員委員 2人以内

公益委員 4人

3 自主規制会議は、第56条第2項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨

げない。

- 4 自主規制会議は、第56条第2項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 自主規制会議議長は、第42条第3項の規定により自主規制会議議長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に自主規制会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を自主規制会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選舉する。
- 7 特別会員委員は、特別会員が、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選舉する。
- 8 公益委員は、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、総会の決議によりこれを選任する。
- 9 第6項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、当該各項の規定により、後任の委員を選舉又は選任することができる。
- 10 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じた後、前項の後任の委員が就任するまでの間に限り、第6項から第8項までの規定にかかわらず、会長は、当該各項において選舉又は選任されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て委員を選任することができる。
- 11 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、第9項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 第10項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
 - 1 委員に就任した日から3か月を経過する日
 - 2 後任の委員が就任する日の前日
 - 3 前任の委員の任期が満了する日
- 13 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 14 自主規制会議は、第56条第2項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。
- 15 自主規制会議及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもつて定める。

(証券戦略会議)

第63条 本協会に証券戦略会議を置く。

- 2 証券戦略会議の構成は、証券戦略会議議長、会長及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員	16人以内
証券評議会議長	1人
地区評議会議長	1人
- 3 証券戦略会議は、第56条第3項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 証券戦略会議は、第56条第3項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 証券戦略会議議長は、第42条第1項の規定により証券戦略会議議長を兼ねる会員理事として選舉された者

がこれにあたる。ただし、当該選挙後に証券戦略会議議長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を証券戦略会議議長に選任し、これにあたらせることができる。会長が会員理事である場合は、証券戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

- 6 会員委員は、会員が、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選挙する。
- 7 前項に規定する会員委員に欠員が生じたときは、同項の規定により、後任の会員委員を選挙することができる。
- 8 第6項に規定する会員委員に欠員が生じた後、前項の後任の会員委員が就任するまでの間に限り、第6項の規定にかかわらず、会長は、同項において選挙されるための要件を満たす者のうちから、理事会の同意を得て、会員委員を選任することができる。
- 9 委員の任期は1年とする。ただし、第7項の後任の会員委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 第8項の規定により選任された委員の任期は、次に掲げる日のいずれか早い日までとする。
 - 1 委員に就任した日から3か月を経過する日
 - 2 後任の委員が就任する日の前日
 - 3 前任の委員の任期が満了する日
- 11 委員は無報酬とする。
- 12 証券戦略会議は、第56条第3項各号に掲げる業務について必要と認めるときは分科会を置くことができる。
- 13 証券戦略会議に証券評議会及び地区評議会を置く。
- 14 証券戦略会議、第12項に規定する分科会、証券評議会及び地区評議会の構成、運営等に関し必要な事項は「証券戦略会議規則」をもって定める。

(総務委員会)

- 第64条 理事会に総務委員会を置く。
- 2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。

会員委員	10人以内
特別会員委員	2人以内
 - 3 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
 - 4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
 - 1 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項
 - 2 本協会の予算及び決算に関する事項
 - 3 会費及び特別会費に関する事項
 - 4 協会員の加入、脱退及び種類の変更に関する事項
 - 5 本協会の主たる財産の管理に関する事項
 - 6 定款施行規則に関する事項
 - 7 経理規則に関する事項
 - 8 自主規制会議、証券戦略会議、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の所管に属さない事項
 - 5 総務委員会委員長は、第42条第1項の規定により総務委員会委員長を兼ねる会員理事として選挙された者がこれにあたる。ただし、当該選挙後に総務委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に会員理事である者を総務委員会委員長に選任し、これにあらせることができる。
 - 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。

- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 前2項に規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。
- 9 委員の任期は1年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 委員は無報酬とする。
- 11 総務委員会は、分科会を置くことができる。
- 12 総務委員会及び前項に規定する分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

(行動規範委員会)

第64条の2 本協会に行動規範委員会を置く。

- 2 行動規範委員会の構成は、行動規範委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。

会員委員	2人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	4人
- 3 行動規範委員会は、第56条第5項の規定により委任された同項各号に掲げる事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 行動規範委員会は、第56条第5項各号に掲げる事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 行動規範委員会委員長は、第42条第3項の規定により行動規範委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に行動規範委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を行動規範委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、行動規範委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。
- 9 委員は、理事会の同意を得て、あらかじめ代理人1人又は若干人を選任し、やむを得ない事由により行動規範委員会に出席することができない場合には、当該代理人のうち1人を行動規範委員会に出席させることができる。ただし、会員委員の代理人は会員代表者又はこれに準ずる者に、特別会員委員の代理人は特別会員代表者又はこれに準ずる者に、公益委員の代理人は公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者に、それぞれ限るものとする。
- 10 委員は、前項の規定により行動規範委員会に出席させた代理人の議決権行使のほか一切の行為について、責任を負うものとする。
- 11 第6項から第8項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。
- 12 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、第11項の後任の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 13 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 14 行動規範委員会は、第56条第5項各号に掲げる事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。
- 15 行動規範委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「行動規範委員会規則」をもって定める。

(金融・証券教育支援委員会)

第 64 条の 3 本協会に金融・証券教育支援委員会を置く。

- 2 金融・証券教育支援委員会の構成は、金融・証券教育支援委員会委員長及び会長のほか、次のとおりとする。

会員委員	4人以内
特別会員委員	2人以内
公益委員	7人以上10人以内
有識者委員	4人以内

- 3 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。
- 4 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 金融・証券教育支援委員会委員長は、第42条第3項の規定により金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事として選任された者がこれにあたる。ただし、当該選任後に金融・証券教育支援委員会委員長が欠けた場合、会長が、理事会の同意を得て、現に公益理事である者を金融・証券教育支援委員会委員長に選任し、これにあたらせることができる。会長が公益理事である場合は、金融・証券教育支援委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 7 特別会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、特別会員代表者又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 8 公益委員は、会長が、理事会の同意を得て、公正な金融商品取引業の遂行の確保及び金融商品市場の適切な運営に関し優れた識見を有し、かつ、金融商品取引業又は登録金融機関業務と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外の者のうちから、これを選任する。
- 9 有識者委員は、会長が、理事会の同意を得て、金融商品取引所又は金商法第34条に規定する金融商品取引業者等をもって構成された法人の役員又はこれに準ずる者のうちから、これを選任する。
- 10 第6項から前項までに規定する委員に欠員が生じたときは、会長は、当該各項の規定により、後任の委員を選任することができる。
- 11 公益委員の任期は2年とし、公益委員以外の委員の任期は1年とする。ただし、前項の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、公益委員以外の委員は無報酬とする。
- 13 金融・証券教育支援委員会は、第56条第6項の規定により委任された事項について必要と認めるときは、部会を置くことができる。
- 14 金融・証券教育支援委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「金融・証券教育支援委員会規則」をもって定める。

第 5 節 特別委員会、規律委員会及び外務員等規律委員会

(特別委員会)

- 第 65 条 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 3 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により特別委員会に分科会を置くことができる。
- 4 特別委員会及びその分科会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

(規律委員会)

- 第 66 条 本協会に規律委員会を置く。
- 2 規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。
- 3 規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。

(外務員等規律委員会)

- 第 67 条 本協会に外務員等規律委員会を置く。
- 2 外務員等規律委員会は、協会員及び協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の役員又は従業員の規律に関する事項について、会長若しくは自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長若しくは自主規制会議議長に意見を述べることができる。
- 3 外務員等規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等規律委員会規則」をもって定める。
- 第 68 条 削除

第 6 節 監事會

(監事會)

- 第 69 条 本協会に監事會を置く。
- 2 監事會は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。
- 3 監事會は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案の内容の決定並びに監事の選任に関する同意及び監事の職務の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。
- 4 監事會の構成、運営等に関し必要な事項は「監事會規則」をもって定める。

第 7 節 顧問問題

(顧問問題)

- 第 70 条 本協会に顧問を置くことができる。
- 2 会長は、理事会の同意を得て、顧問を委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の運営について会長に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、会長が理事会の同意を得てこれを定める。

第 8 節 地区協会及び地域委員会

(地区協会)

第 71 条 本協会に地区協会を置く。

2 地区協会の名称、所在地、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項は、「地区協会規則」をもって定める。

(業務)

第 72 条 地区協会は、その管轄区域内における次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。
- 2 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発を図ること。
- 3 本協会の業務に関する指示及び連絡事項を地区協会を構成する会員に伝達し又は実施すること。
- 4 地区協会を構成する会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。
- 5 地区協会を構成する会員の意見を会長に進達すること。
- 6 金融商品取引業に關係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。

2 地区協会は、前項各号に掲げるもののほか、地区協会規則で定める業務を行うことができる。

(地区会長及び地区副会長)

第 73 条 地区協会に地区会長 1 人を置き、必要に応じて地区副会長 1 人又は若干人を置くことができる。

(地区協会費)

第 74 条 地区協会は、第72条に規定する業務を行うための支出その他特別な支出に充てるため必要と認めるときは、地区協会を構成する会員に対し地区協会費を納入させることができる。

(地域委員会)

第 75 条 本協会は、地区協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、地区協会の管轄区域内の都道府県別又はその 2 以上の地域に地域委員会を置くことができる。

2 地域委員会の業務、構成、運営等に関し必要な事項は、「地域委員会規則」をもって定める。

第 9 節 付 属 機 関

第 76 条 削 除

(事故確認委員会)

第 76 条の 2 本協会は、本協会の付属機関として、事故確認委員会を置く。

- 2 事故確認委員会は、金商業等府令第119条第 1 項第 9 号ロに規定する委員会として、同号ロに規定する調査及び確認を行う。
- 3 自主規制会議に属する理事及び執行役は、事故確認委員会に、前項に規定する調査及び確認を行う権限を委任する。
- 4 事故確認委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「事故確認委員会規則」をもって定める。

(不服審査会)

第 76 条の 3 本協会は、本協会の付属機関として、不服審査会を置く。

2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分（第30条の規定により特定業務会員に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。

- 3 自主規制会議に属する理事及び執行役は、不服審査会に、前項に規定する審査を行う権限を委任する。
- 4 不服審査会の構成、運営等に関し必要な事項は「不服審査会規則」をもって定める。

(外務員等資格試験委員会)

- 第 77 条 本協会は、本協会の付属機関として、外務員等資格試験委員会を置き、外務員等の資格試験を行う。
- 2 自主規制会議に属する理事及び執行役は、外務員等資格試験委員会に外務員等の資格試験を行う権限を委任する。
 - 3 外務員等資格試験委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「外務員等資格試験委員会規則」をもって、外務員等の資格試験に関し必要な事項は「外務員等資格試験に関する規則」をもってそれぞれ定める。

第 78 条 削除

第 10 節 苦情及び紛争の解決等

(業務委託)

- 第 78 条の2 本協会は、第7条第1項第6号に掲げる業務（協会員相互間の紛争の調停を除く。以下この節において「苦情・紛争解決業務」という。）を金商法第77条の3に規定するところにより、委託することができる。
- 2 苦情・紛争解決業務に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。
 - 3 協会員相互間の紛争の調停に関し必要な事項は、紛争処理規則をもって定める。

第 11 節 事務局

(事務局)

- 第 79 条 本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

第 5 章 会計

(事業年度及び会計)

- 第 80 条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本協会の会計は、一般会計及び必要に応じて特定の目的のために設置することができる特別会計の二種類に区分する。
 - 3 本協会に会計監査人を置く。

(資産の管理)

- 第 81 条 本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

(基金)

- 第 82 条 本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。
- 2 協会員は、前項に規定する基金について返還を受けることができない。
 - 3 本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

(経理規則)

- 第 83 条 本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は「経理規則」をもって定める。

第 6 章 雜 則

(公告の方法)

第 84 条 本協会の公告は、官報に掲載する。

(秘密の保持等)

第 84 条の 2 役員等、自主規制会議、証券戦略会議若しくは総務委員会その他の委員会等の委員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は濫用してはならないとともに、その職務に関して知り得た情報を本協会の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款等の解釈)

第 85 条 定款、規則及びこれに基づく細則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

付 則

(施 行 日)

1 この定款は、昭和48年 7月 1日から施行する。

(経過措置決定)

- 2 この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に証券会社及び外国証券会社である者は、第19条の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、第21条に規定する入会金の納入は要しないものとする。
- 3 前項の規定により施行日において本協会の協会員となる証券会社及び外国証券会社が施行日の前日において存する証券業協会の定款の規定によりその証券業協会に預託している証券取引責任準備預託金は、施行日に本協会が継承する。
- 4 本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、昭和48年12月末日までとする。
- 5 本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

付 則 (昭52. 5. 30)

この改正は、昭和52年 7月 1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1項第11号を第12号とし、第11号を新設。
- (2) 第64条から第69条までを各1条繰り下げ第65条から第70条までとし、第64条を新設。

付 則 (昭52. 11. 22)

この改正は、昭和52年12月 1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

定款第33条第3項に規定する別表第2を改正。

付 則 (昭59. 11. 22)

この改正は、昭和59年12月 1日から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第34条第2項を改正。
- (2) 第34条第3項及び第35条第2項を新設。

付 則 (昭62. 11. 4)

この改正は、昭和62年12月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条第1号を改正。

付 則 (昭63. 6. 29)

- 1 この改正は、昭和63年8月23日から施行する。ただし、第66条の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年10月1日から開始する事業年度についての改正前の第66条の規定の適用については、同条中「翌年9月30日」とあるのは「翌年3月31日」とする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条、第5条第1項第2号、第3号、第6号、第20条第1号、第62条第3項、第4項及び第66条を改正。

付 則 (平元. 5. 24)

この改正は、平成元年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条第1号、第39条第1項及び別表第1を改正。

付 則 (平 3. 5. 23)

この改正は、平成3年6月10日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第24条第1項を改正。

付 則 (平 3. 7. 12)

この改正は、平成3年7月16日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第32条及び第34条第1項を改正。

付 則 (平 3. 9. 27)

この改正は、平成3年9月27日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第24条第1項を改正。

付 則 (平 4. 6. 24)

- 1 この改正は、平成4年7月20日（改正証券取引法の施行日）から施行する。
- 2 この改正の施行日の前日において、現に本協会の役員である者は、それぞれの地位に応じて、施行日に改正証券取引法の規定による証券業協会の役員となるものとする。

各役員の任期は、当該役員がそれぞれ選任された日をもって、改正証券取引法の規定による証券業協会の

役員に選任された日とみなし、その場合における残存期間をあてる。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条第1項、第6条、第8条第2項、第16条第1項、第17条第1項、第24条、第25条、第30条第2項、第62条、第63条、第64条第1項及び第2項を改正。
- (2) 第70条を第71条に改め、第70条を新設。
- (3) 本規則は、送り仮名の付け方（昭和48年6月18日内閣告示第2号）及び常用漢字表（昭和56年10月1日内閣告示第1号）により統一変更した。

付 則（平5.12.3）

- 1 この改正は、平成6年3月1日から施行する。ただし、改正前の第51条の廃止並びに第60条及び第61条の改正は、平成5年12月8日（定款改正認可の日）から施行する。
- 2 この定款改正の施行日以降最初に選任される特別会員理事の任期は、第44条の規定にかかわらず、平成6年6月30日までとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第4条、第5条第1項第14号、第6条、第8条から第18条まで、第22条から第26条まで、第28条から第34条まで、第39条、第40条、第42条から第44条まで、第47条、第48条、第50条、第52条、第54条、第56条、第58条、第60条、第62条、第64条、第71条、別表1及び別表2を改正。
- (2) 第4条から第25条までを各1条繰り下げ第5条から第26条までとし、第4条及び第5条第2号を新設。
- (3) 第26条から第50条までを各5条繰り下げ第31条から第55条までとし、第27条から第30条まで、第38条第2項、第47条第3項、第53条第3項及び第4項を新設。
- (4) 第51条を削り、第52条を第60条に、第53条を第56条に、第54条を第58条にそれぞれ改め、第57条、第59条及び第61条を新設。
- (5) 第55条から第71条までを各7条繰り下げ第62条から第78条までとする。

付 則（平6.5.25）

この改正は、平成6年6月7日（定款改正認可の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第79条を新設。

付 則（平10.1.28）

この改正は、平成10年2月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第2項を改正し、第6項に、第3項を第7項に改める。
- (2) 第25条第1項を改正し、第2項、第3項、第4項及び第5項を新設。

付 則（平10.5.25）

この改正は、平成10年6月22日（金融監督庁設置法の施行の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第6条第1項第8号、第7条、第9条第2項及び第35条第2項を改正。

付 則（平10.6.8）

この改正は、平成10年6月9日（定款改正認可の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第37条、第38条第1項、第4項、別表第1及び別表第2を改正。

付 則 (平10. 11. 25)

この改正は、平成10年12月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行の日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第4条第2号、第5条第1号、第6条第1項第5号、第6号、第8号、第24条第1項、第27条、第28条第3項、第29条、第38条第1項及び第69条を改正。
- (2) 第5条第3号を新設。
- (3) 第6条第1項第5号及び第6号を各1号繰り下げ第6号及び第7号とし、第5号を新設、旧第7号から第13号までを各2号繰り下げ第9号から第15号までとし、第8号を新設、旧第14号を削り、旧第15号を第16号とする。
- (4) 第71条を削り、第72条以下各1条繰り上げ第71条以下第78条までとする。
- (5) 「金融再生委員会設置法の施行の日」は平成10年12月15日。

付 則 (平11. 5. 24)

この改正は、平成11年6月15日（定款改正認可の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第37条第1号を改正。
- (2) 第38条第7項を改正。
- (3) 第38条第3項から第7項を第4項から第8項に繰り下げ、第3項を新設。
- (4) 第39条第1項を改正。
- (5) 第44条第2項及び第3項を第3項及び第4項に繰り下げ、第2項を新設。
- (6) 第48条第2項、第52条、第53条第2項及び第55条第1項を改正。
- (7) 第78条第1項を改正し、第2項を新設。

付 則 (平12. 6. 27)

この改正は、平成12年7月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条、第6条第1項第10号、第7条、第9条第2項、第35条第2項を改正。

付 則 (平12. 12. 6)

この改正は、平成13年1月6日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第3条を改正。

付 則 (平14. 4. 8)

この改正は、平成14年4月8日（定款改正認可の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第13条を削除。

付 則 (平15. 5. 29)

この改正は、平成16年1月5日（定款改正認可の日）から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第2条を改正。

付 則 (平16. 3. 4)

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項第4号から第6号まで、第9号、第11号、第17条第1項、第18条第1項、第21条第1号、第26条、第58条第2項、第59条第2項、第67条第2項及び第69条第2項を改正。
- (2) 第25条第1項第10号を新設。

付 則 (平16. 6. 4)

1 この改正は、平成16年7月1日から施行する。

2 本協会は、施行日前（定款改正認可の日以後に限る。）においても、改正後の第31条第3項並びに第32条第4号及び第5号並びに第38条第1項から第5項及び第8項並びに第39条並びに第41条第2項並びに第42条の2第3項並びに第42条の3第1項並びに第44条第1項及び第3項並びに第55条の2第2項及び第5項から第9項及び第12項並びに第55条の3第2項及び第5項から第8項及び第11項並びに第55条の4第2項及び第4項から第8項及び第10項並びに第78条の規定の例により、次の各号に掲げる事項のために必要な行為をすることができる。この場合において、施行日前に選挙又は選任された役員の任期の起算日は平成16年7月1日とする。

- (1) 改正後の第37条に掲げる役員の選任に係る事項
- (2) 改正後の第55条の2に掲げる自主規制会議及びこれに置く委員会の設置に係る事項
- (3) 改正後の第55条の3に掲げる証券戦略会議、これに置く委員会、証券評議会及び地区評議会の設置に係る事項
- (4) 改正後の第55条の4に掲げる総務委員会及びこれに置く財務分科会の設置に係る事項

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第6条第1項第11号及び第13号、第25条第1項第10号及び第5項、第31条見出し、同条第1項及び第3項、第4章第2節表題、第37条第1号、第38条第1項から第5項まで及び第8項、第39条見出し、同条第1項から第3項まで、第40条見出し、同条第1項、第42条見出し、同条第2項及び第4項、第43条第3項、第44条見出し、同条第1項及び第3項、第46条見出し、同条、第47条第1項から第3項まで、第48条見出し、同条第2項、第50条第1項、第51条見出し、同条第2項及び第3項、第55条第1項及び第2項、第4章第4節表題、第56条見出し、同条第3項から第5項まで、第58条第2項、第59条第2項、第4章第7節表題、第69条第1項及び第2項、第70条第1項及び第2項並びに第78条第1項を改正。
- (2) 第41条第2項、第42条の2、第42条の3、第50条第2項から第4項まで及び第59条の2を新設。
- (3) 第42条第3項を削り、第4項を1項繰り上げて第3項とする。第56条第1項を削り、第2項から第5項までを各1項ずつ繰り上げ第1項から第4項までとする。
- (4) 第32条第4号を1号繰り下げ第5号とし、第4号を新設。第4章第4節表題を1節繰り下げ第5節表題とし、第4節表題、第55条の2から第55条の4までを新設。第4章第5節表題を2節繰り下げ第7節とし、第4章第6節表題を削り、第4章第7節から第9節までの表題を各1節繰り下げ第8節から第10節までとし、第4章第6節表題を新設。

(5) 第57条第1項を削除、同条第2項及び第3項を削る。第61条第1項を削除、同条第2項から第4項までを削る。

第66条第1項を削除、同条第2項及び第3項を削る。別表第1及び別表第2を削る。

付 則 (平17. 3. 30)

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第7条、第42条の3第1項を改正。
- (2) 第70条の2を新設。
- (3) 第5条第3号、第9条第2項を削る、第6条第1項第7号を削除。

付 則 (平18. 6. 30)

この改正は、平成18年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条、第6条第1項第8号、第49条、第50条第2項第1号、第2号、同条第3項第1号、第2号、第53条第3項、第72条見出しを改正。
- (2) 第6条第1項第7号を削り、第8号から第16号までを各1号ずつ繰り上げ第7号から第15号までとする。
- (3) 第72条第2項を新設。

付 則 (平19. 6. 29)

この改正は、平成19年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5節表題、第58条見出し、同条第1項から第3項まで、第8節表題、第62条第1項、第63条第1項、第65条、第69条第1項を改正。
- (2) 第58条の2を新設。
- (3) 第63条第1項及び同条第1項第2号から第4号までを改正し、同項第1号を削除、第2号から第5号までを各1号繰り下げ第3号から第6号までとし、第1号及び第2号を新設。
- (4) 第67条を削除。
- (5) 第69条第1項を改正、第2項及び第3項を各1号繰り下げ第3号及び第4号とし、同条第2項を新設。

付 則 (平19. 9. 28)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第22条第4項及び第28条第1項第10号中、倫理コードの実効性の確保に係る部分については、平成19年12月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号及び第2号、第5条、第6条第1項第1号及び第4号から第14号まで、第7条見出し及び同条、第9条、第2章表題、第10条、第11条第1項から第3項まで、第14条第3項、第15条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第20条第1項、第21条、第23条第1項、第24条第1項から第3項まで、第25条第1項第5号から第10号まで及び同条第3項、第26条、第27条見出し、第28条第2項、第29条、第30条、第38条第3項、第42条の2第1項及び第2項、第44条第1項、第3項及び第4項、第49条、第50条第2項第1号から第7号まで及び同条第3項第1号から第3号まで、第52条、第53条第3項、第55条の2第3項から第5項まで、同条第8項及び第11項、第55条の3第3項、第4項及び第9項、第55条の4第2項、第56条第1項及び第3項、第58条第2項、第58条の2第2項、第59条第2項及び第3項、第62条、第63条第1項第1号、第2号及び第6号、第65条、第68条第2項、第69条第2項及び第4項、第70条第1項から第3項まで、第70条の2第1項から第3項まで並びに第75条を改正。

- (2) 第3条、第13条、第14条、第22条第4項、第26条及び第30条を新設。
- (3) 第4条第2号を1号繰り下げ第3号とし、第2号を新設。第25条第1項第10号を1号繰り下げ第11号とし、第10号を新設。第55条の4第3項第7号及び第8号を1号繰り下げ第8号及び第9号とし、第7号を新設。
- (4) 第13条、第57条、第61条、第66条、第67条並びに第78条を削る。
- (5) 第3条から第11条まで、第12条、第14条から第23条まで、第24条から第26条まで、第27条から第56条まで、第58条から第60条まで、第62条から第65条まで及び第68条から第77条までを繰り下げ第4条から第12条まで、第15条、第16条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条から第65条まで、第66条から第70条まで、第71条から第74条まで及び第75条から第85条までとする。

付 則 (平19. 12. 27)

この改正は、平成20年1月10日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第4章第5節表題、第66条及び第67条を改正。
- (2) 第68条を削除。

付 則 (平20. 6. 26)

この改正は、平成20年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第48条見出し、同条第1項及び第2項、第50条第3項、第52条、第54条、第56条第1項から第3項まで、第62条第2項、第64条第2項、第76条第3項、第77条第2項並びに第78条第2項を改正。
- (2) 第48条第3項及び第4項を新設。

付 則 (平20. 10. 27)

この改正は、平成20年11月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第43条第2項を改正。
- (2) 第49条第2項及び第3項を各2項繰り下げ第4項及び第5項とし、第2項及び第3項を新設。
- (3) 第56条第4項を改正し1項繰り下げ第5項とし、第4項を新設。
- (4) 第64条第3項を改正し1項繰り下げ第4項とし、第4項から第10項を各1項繰り下げ第5項から第11項とし、第3項を新設。
- (5) 第69条第3項を改正し1項繰り下げ第4項とし、第3項を新設。
- (6) 第80条第3項を新設。

付 則 (平20. 12. 9)

この改正は、平成21年1月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第28条第1項第12号を新設。
- (2) 第28条第3項を改正。
- (3) 第28条第5項を改正し1項繰り下げ第6項とし、第6項及び第7項を各1項繰り下げ第7項及び第8項とし、第5項を新設。

付 則 (平21. 2. 20)

この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。ただし、

第3条第5号の改正については、平成21年2月20日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第5号を改正。
- (2) 第7条第1項第15号を繰り下げ第17号とし、第15号及び第16号を新設。
- (3) 第56条第2項第1号及び第3項第1号を改正。
- (4) 「国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日」は平成21年3月26日。

付 則 (平21. 5. 15)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この改正の施行日以降平成22年6月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員の任期は、第62条第9項の規定にかかわらず、平成22年6月30日までとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第34条を削除。
- (2) 第56条第2項第4号を削除。
- (3) 第62条第2項を改正。
- (4) 第84条の2を新設。
- (5) 「本協会が別に定める日」は平成21年5月15日。

付 則 (平21. 11. 25)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の第76条第4項の規定に基づく紛争処理規則の規定に基づき本協会に対して申し立てられているあっせんについては、当該あっせんのすべての事案が終結するまでの間、改正前の第56条第2項第5号及び第76条の規定はなおその効力を有するものとし、当該あっせんについては、本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。この改正の施行の際、現に本協会に対して申し立てられている苦情についても本協会が改正前の規定に基づき処理を行うものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第7条第1項第6号を改正。
- (2) 第56条第2項第5号を削り、第6号を1項繰り上げ第5号とし、第6号を新設。
- (3) 第76条を削除。
- (4) 第4章第10節を1節繰り下げ第11節とし、第10節第78条の2を新設。
- (5) 第84条の2を改正。
- (6) 「本協会が別に定める日」は平成22年2月1日。

付 則 (平21. 11. 26)

この改正は、平成21年12月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6号を改正。
- (2) 第7条第10号から第17号を各1号繰り下げ第11号から第18号とし、第10号を新設。
- (3) 第56条第2項第1号及び同条第3項第1号を改正。
- (4) 第56条第2項第8号を新設。
- (5) 第76条の2を新設。

付 則 (平22. 4. 26)

- 1 この改正は、本協会が別に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以後における、平成21年5月15日に施行した改正の付則（以下「平成21年5月改正付則」という。）第2項の適用に当たっては、同項の「この改正の施行日以降平成22年6月30日までの間に補欠のために選任される以外の理由により選任される自主規制会議の公益委員」にはこの改正の改正後の第62条第10項に規定する臨時委員を含まないものとともに、平成21年5月改正付則第2項中「第62条第9項」を「第62条第11項」と読み替えるものとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第5項を改正。
- (2) 第42条第1項及び第3項を改正し、同条第9項を新設。
- (3) 第42条の2を新設。
- (4) 第50条第1項及び第2項を改正。
- (5) 第50条第3項を削る。
- (6) 第50条第4項を改正し、1項繰り上げ第3項とする。
- (7) 第52条を改正。
- (8) 第53条第1項、第2項及び第3項を改正し、第4項から第7項を新設。
- (9) 第55条を改正。
- (10) 第59条第3項を改正。
- (11) 第62条第2項及び第5項を改正。
- (12) 第62条第10項から第12項を各3項繰り下げ、第13項から第15項とする。
- (13) 第62条第9項を改正し、2項繰り下げ、第11項とする。
- (14) 第62条第9項、第10項及び第12項を新設。
- (15) 第63条第2項及び第5項を改正。
- (16) 第63条第8項から第11項を各3項繰り下げ、第11項から第14項とする。
- (17) 第63条第7項を改正し、2項繰り下げ、第9項とする。
- (18) 第63条第7項、第8項及び第10項を新設。
- (19) 第64条第2項、第5項及び第8項を改正。
- (20) 第64条第9項から第11項を各1項繰り下げ、第10項から第12項とする。
- (21) 第64条第8項を改正し、1項繰り下げ、第9項とする。
- (22) 第64条第8項を新設。
- (23) 「本協会が別に定める日」は平成22年4月26日。

付 則 (平22. 6. 28)

この改正は、平成22年7月1日から施行する。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第28条第1項柱書及び同項第12号を改正。
- (2) 第28条第7項及び第8項を各1項繰り下げ、第8項及び第9項とする。
- (3) 第28条第6項を改正し、1項繰り下げ、第7項とする。
- (4) 第28条第5項を1項繰り下げ、第6項とする。
- (5) 第28条第4項を改正し、1項繰り下げ、第5項とする。
- (6) 第28条第3項を1項繰り下げ、第4項とする。
- (7) 第28条第2項を改正し、1項繰り下げ、第3項とする。

- (8) 第28条第2項、第10項及び第11項を新設。
- (9) 第40条を改正。
- (10) 第56条第2項第9号を新設。
- (11) 第61条第1項を改正。
- (12) 第76条の3を新設。

付 則（平22.10.8）

- 1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。
- 2 この改正の施行後最初に選任又は選挙される行動規範委員会の委員の任期については、第64条の2第13項の規定にかかわらず、行動規範委員会委員長及び公益委員は平成24年6月30日まで、その他の委員は平成23年6月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第16条を削除。
- (2) 第24条第3項を新設。
- (3) 第27条を削除。
- (4) 第28条第1項第5号を改正。
- (5) 第42条第3項を改正。
- (6) 第43条第2項を改正。
- (7) 第56条第2項柱書、第3項柱書、第4項を改正、第5項を改正し1項繰り下げ第6項とし、第5項を新設。
- (8) 第2章第4節表題を改正。
- (9) 第64条第4項第4号を削り、第5号から第9号を各1項繰り上げ、第4号から第8号とする。
- (10) 第64条の2を新設。
- (11) 第82条第2項を1項繰り下げ第3項とし、第2項を新設。
- (12) 「本協会が別に定める日」は平成22年10月8日。

付 則（平23.6.24）

- 1 この改正は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 第28条第6項の規定の適用については、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの改正前の第28条第1項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間及び施行日以後にこの改正後の第28条第1項の規定により行われた会員権の停止又は制限の期間を通算する。
- 3 この改正の施行の際、現に改正前の第64条の2第8項の規定により選任されている公益委員は、改正後の同項の規定により選任されたものとみなす。
- 4 この改正の施行後最初に選任される金融・証券教育支援委員会委員長を兼ねる公益理事及び金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第50条第2項及び第64条の3第11項の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

（注）改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5条見出し及び本文を改正。
- (2) 第11条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (3) 第12条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。
- (4) 第13条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (5) 第14条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。

- (6) 第26条見出し及び同条第1項、第28条第9項、第30条を改正。
- (7) 第31条見出し及び第1項を改正、第2項及び第3項を新設。
- (8) 第32条第1項及び第2項を改正、第3項を削り、第3項を新設。
- (9) 第38条第1項を改正。
- (10) 第39条第1項を新設し、第1項及び第2項を各1項繰り下げ、第2項及び第3項とし、新第2項を改正。
- (11) 第41条第1号、第42条第3項、第43条第2項、第51条を改正。
- (12) 第56条第2項第1号及び第3項第1号を改正、第6項を1項繰り下げ第7項とし、第6項を新設、新第7項を改正。
- (13) 第4節表題、第62条第5項、同条第10項、同条第12項、第63条第2項、同条第5項、同条第8項、同条第10項、第64条第2項、同条第4項第8号、同条第5項を改正。
- (14) 第64条の2第5項から第8項まで及び第11項を改正、第12項及び第14項を削り、第13項を1項繰り上げ第12項とし、第15項から第17項を各2項繰り上げ第13項から第15項とする。
- (15) 第64条の3を新設し、第78条を削除。
- (16) 第80条第2項を改正。

付 則 (平24. 6. 27)

この改正は、平成24年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第49条第5項、第62条第14項及び第15項、第63条第12項及び第14項、第64条の2第14項、第64条の3第13項並びに第65条第3項及び第4項を改正。

付 則 (平25. 6. 21)

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第3条第7号、第5条第2号、第21条、第28条第1項第9号を改正。

付 則 (平26. 6. 20)

この改正は、平成26年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第2条、第22条第3項、第24条第1項、第27条、第30条及び第33条を改正。
- (2) 第56条第2項第10号を新設。

付 則 (平27. 4. 30)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第5条第1号及び第2号、第7条第1項第16号、第2章表題、第13条見出し及び同条第1項から第3項まで、第14条見出し及び同条第1項から第4項まで、第26条第1項、第30条見出し及び同条、第47条第1項、第56条第2項第3号、第58条、第64条第4項第4号、第69条第3項、第76条の3第2項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は平成27年5月29日。

付 **則** (平29. 6. 28)

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第2条、第38条第2項を改正。

付 **則** (令 2. 2. 10)

この改正は、令和2年3月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第8号及び第9号を改正、第10号を新設。
- (2) 第5条第1号、第2号及び第3号を改正。
- (3) 第30条、第64条第11項及び第12項、第66条第2項、第67条第2項を改正。

付 **則** (令 2. 6. 25)

- 1 この改正は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この改正の施行日の翌日以後最初に選挙される証券戦略会議の会員委員の任期については、第63条第9項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。
- 3 この改正の施行日の翌日以後最初に選任される金融・証券教育支援委員会の公益委員の任期については、第64条の3第11項の規定にかかわらず、令和4年6月30日までとする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第3条第7号及び第9号を改正。
- (2) 第5条第1号及び第2号を改正。
- (3) 第63条第2項、第64条の3第2項を改正。

付 **則** (令 3. 2. 24)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第40条及び第61条第1項を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は令和3年2月24日。

付 **則** (令 3. 6. 22)

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

第38条第2項、第61条第2項を改正。

付 則 (令 5. 6.27)

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第7号を改正。
- (2) 「本協会が別に定める日」は令和5年6月27日。

付 則 (令 6. 6.19)

- 1 この改正は、令和6年7月1日から施行する。ただし、第5条第2号の改正については、金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則第1条本文に定める施行の日から施行する。
- 2 この改正の施行の日以後令和12年6月30日までの間において、第63条第2項の規定中「16人以内」とあるのは「17人以内」と読み替えるものとする。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第7号亦、第5条第2号もを改正。
- (2) 第22条第4項、第56条第5項第1号を改正。
- (3) 第63条第2項を改正。
- (4) 第64条の3第2項を改正。
- (5) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年11月29日法律第79号）附則第1条本文に定める施行の日」は令和6年11月1日。